

滋賀県環境総合計画の改定について

県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「第三次滋賀県環境総合計画」(平成21年12月)を策定しています。計画期間が平成26年3月となっていることから、社会・経済等の様々な情勢の変化や現行計画の点検・評価を踏まえ、改定を行います。

1 これまでの経過

[滋賀県環境審議会における審議]

平成25年3月21日	「第三次滋賀県環境総合計画の改定について」諮問
～9月27日	環境企画部会の審議(全4回)
10月23日	滋賀県環境審議会答申

[県民政策コメント等意見聴取]

平成25年11月15日～1月5日	県民政策コメント募集
11月15日	市町環境担当課長会議
11月～12月	関係団体等意見交換

[県議会説明]

平成25年3月11日	環境・農水常任委員会	(計画の改定について)
10月7日	〃	(答申案説明)
11月13日	〃	(計画案説明)
平成26年2月12日	〃	(県民政策コメント経過報告)
2月県議会	計画の立案過程の報告	
3月12日	環境・農水常任委員会	(計画の改定状況について)
5月14日	〃	(計画の改定状況について)
8月7日	〃	(計画の改定状況について)
9月定例会議	議案の上程	

2 添付資料

- (1) 資料3-1 第四次滋賀県環境総合計画 (概要)
- (2) 資料3-2 第四次滋賀県環境総合計画 (案)

第四次滋賀県環境総合計画（案）の概要

1 計画の性格

- ・ 滋賀県環境基本条例に基づき策定する環境行政の基本計画であり、環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めるもの。
- ・ 県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられ、琵琶湖の総合保全、生物多様性、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策、目標などは、これら分野別計画において定める。
- ・ 計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間とする。

2 目指すべき将来の姿

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現

～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造

現行計画に掲げる将来の姿「持続可能な滋賀社会」と2つの長期的目標である「低炭素社会の実現」および「琵琶湖環境の再生」を基礎としながら、現行計画策定以降に生じた、環境を取り巻く状況の変化や東日本大震災を契機とした、県民などの環境に対する意識変化などを踏まえつつ設定した。

3 基本目標～3つの基本目標

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

[ポイント]

- ・ 従来目標（琵琶湖環境の再生、低炭素社会の実現）に加え、「人」・「地域」、「安全で快適な社会」の視点を追加。

- ・ 複雑化・多様化する環境課題の解決に向けて、基盤となる「人材育成」が重要であることから、目標の1つめに「人」を置いた。

4 環境施策の方向性

計画期間内に重点的に取り組むべき施策や現行計画策定以降に生じた新たな課題に対しての大きな方向性を記述。

(施策の方向性・主なもの)

- ・ 持続可能な社会の実現を「自分ごと」として行動できる人材育成と地域づくり
- ・ 「森～川～里～湖のつながり」などに配慮した生態系の保全・再生
- ・ 生物多様性の保全・再生や多面的機能が持続的に発揮される森林づくり
- ・ 低炭素社会づくりや環境リスクの低減による安全・安心な社会づくり

他

5 複雑化・多様化する環境課題に対応する横断的仕組づくり

今日、直面する環境問題は、その要因が互いに関係しあうことにより、複雑化・多様化し、分野横断で影響を及ぼしあっているため、それぞれの課題解決に向けては、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなってきている。

これらの課題に柔軟に対応するため、仕組づくりについて記述した。

[1] 人育ち・人育ての仕組づくり

- ・ 琵琶湖博物館環境学習センターを中心に、多様な主体と協働連携しながら、「遠く」を「近く」にする主体性育ての環境学習を展開。
- ・ 「環境学習の推進に関する計画」を県民あげて取り組んでいけるよう、環境学習に関わる多様な主体で構成する「(仮称)環境学習推進協議会」を新たに設置。

[2] 環境課題解決の仕組づくり

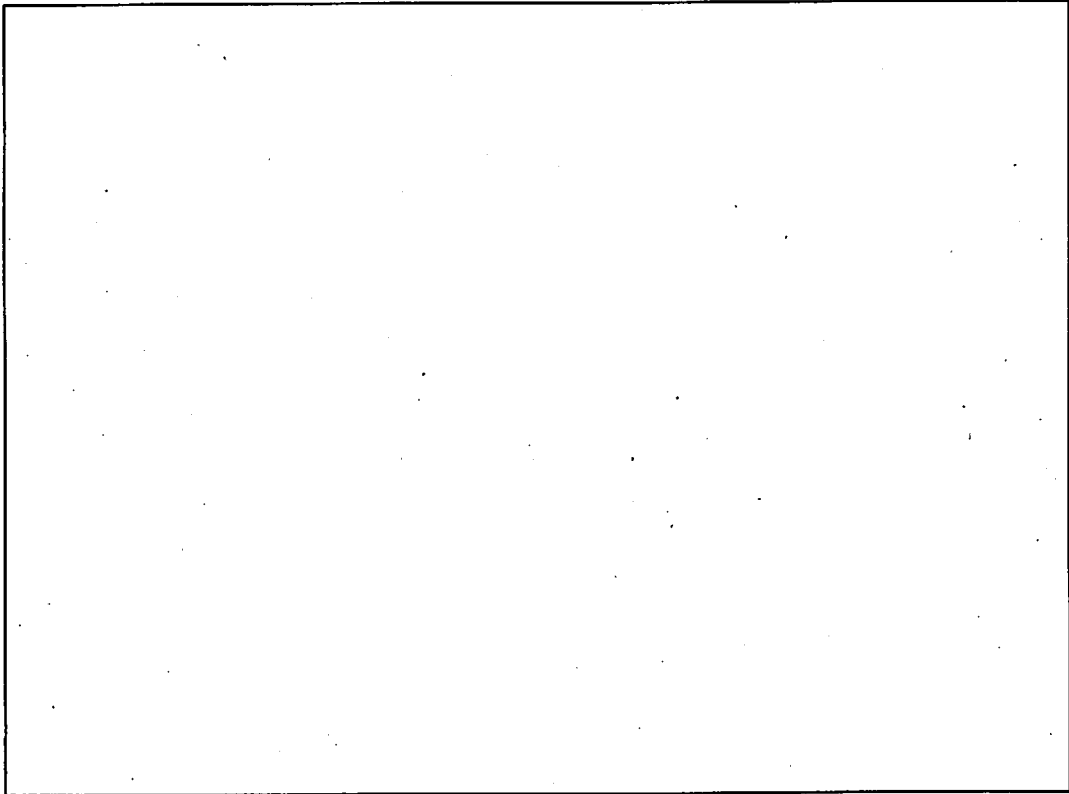
- ・ 複雑化・多様化する環境問題に対処するため、県が持つ試験研究機関と管轄する部局が一堂に会して、課題の把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全の仕組として、「琵琶湖環境研究推進機構」を新たに設置（平成26年4月25日訓令設置）。

6 計画の進行管理

環境関連の分野別計画（滋賀県環境学習推進計画、琵琶湖総合保全計画（マザーレイク21計画第2期改定版）、滋賀県低炭素社会づくり推進計画、第三次滋賀県廃棄物処理計画他）における数値指標の評価を活用するとともに、県政世論調査などによる環境施策の満足度調査結果を反映し、各基本目標を総合的に評価（総合評価方式）。

第四次滋賀県環境総合計画

(案)



平成 26 年 10 月

滋 賀 県

第四次滋賀県環境総合計画（概要図）

◆はじめに 計画改定の根拠、性格と役割 ◆第1章 環境問題を取り巻く現状 近年の環境をめぐる動き、滋賀県における現状と課題

◆第2章 目指すべき将来像
「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全で安心な環境の創造

◆第3章 基本目標 ◆第4章 環境施策の展開

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
 - ・ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、実践・行動できる人材育成と地域づくり
- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます
 - ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め、「湖国の文化」へ
 - ・ 滋賀県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

II 琵琶湖環境の再生と継承

- 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
 - ・ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生
 - ・ 「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生
- 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます
 - ・ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生
 - ・ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
 - ・ 地球温暖化により生じている世界的な問題を「自分ごと」として捉え、県民、事業者、行政などが連携した取組による低炭素社会づくり
- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます。
 - ・ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民、事業者、行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現
- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます
 - ・ 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する資源循環の取組の定着

第5章 環境課題に対応する横断的仕組みづくり

環境問題は時間・空間を超える+複雑化・多様化

1つの視点だけでの原因解析、対策では不十分

仕組みづくり

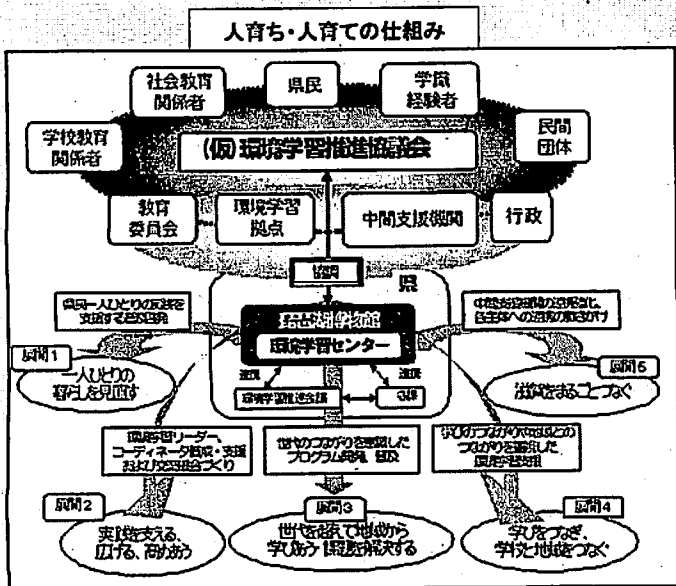
【人育ち・人育ての仕組み】

○ つながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組みを構築し、その先にある社会づくりへ

【環境課題解決の仕組み】

○ 総合的な観点から問題を捉え、研究機関の英知を集めた分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を進める仕組みづくり

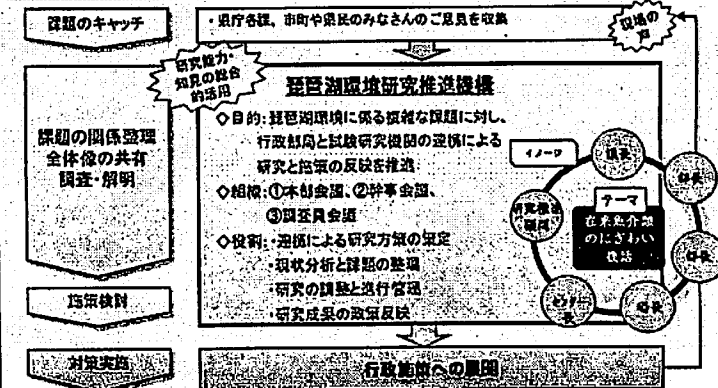
環境課題解決の仕組み



琵琶湖環境研究推進機構の概要

◆ 事業趣旨

複雑化・多様化した環境課題に対し、全体像を把握し、共有して、県の行政部局と試験研究機関が一室に会して、課題の把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた施策の検討を進める。



第6章 計画の円滑な推進 1 4つの行動視点 2 関係諸計画への確実な位置づけ 3 各主体の役割 4 計画の進行管理について

目 次

はじめに

- 1 計画改定の根拠 1
- 2 計画の性格と役割 1
- 3 計画期間 2

第1章 環境問題を取り巻く現状

- 1 近年の環境をめぐる動き 3
- 2 滋賀県における現状と課題 6

第2章 目指すべき将来像

- 1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」 18
- 2 東日本大震災が私たちに与えたもの 19
- 3 目指すべき将来像 21

第3章 基本目標

- 1 第三次計画の進捗状況 23
- 2 県民の環境意識 25
- 3 将来像実現に向けた基本目標 27
- 4 基本目標設定の背景と考え方 27

第4章 環境施策の展開

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりへ 34
- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会へ 35

II 琵琶湖環境の再生と継承

- 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承へ 37
- 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会へ 40

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換 42
- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会へ 43
- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップ 43

第5章 環境課題に対応する横断的仕組みづくり

- 1 直面する環境問題の特徴 45
- 2 複雑化・多様化する環境問題の解決に向けて 46
- 3 人育ち・人育ての仕組みづくり 46
- 4 環境課題解決の仕組みづくり 49

第6章 計画の円滑な推進

- 1 計画推進に向けた視点 50
- 2 関係諸計画への確実な位置づけ 52
- 3 各主体の役割 52
- 4 計画の進行管理について 54

はじめに

1 計画改定の根拠

滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」の策定が義務づけられています。この条例に基づく計画は、平成9年(1997年)9月に策定された後、平成16年(2004年)3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年(2009年)12月には「第三次滋賀県環境総合計画」(以下「第三次計画」という。)として、それぞれ改定されました。

第三次計画は、平成21年度(2009年度)から平成25年度(2013年度)まで5年間に講じるべき施策の基本方向を示しており、平成25年度(2013年度)末で計画期間が終了することとなります。

このため、社会・経済などの様々な情勢の変化に対応し、今後の滋賀県の環境施策のさらなる推進を図るため、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、「第四次滋賀県環境総合計画」(以下「第四次計画」という。)として改定を行うものです。

第2節 環境総合計画

(環境総合計画の策定)

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境総合計画」という。)を定めなければならない。

2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(環境総合計画との整合など)

第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

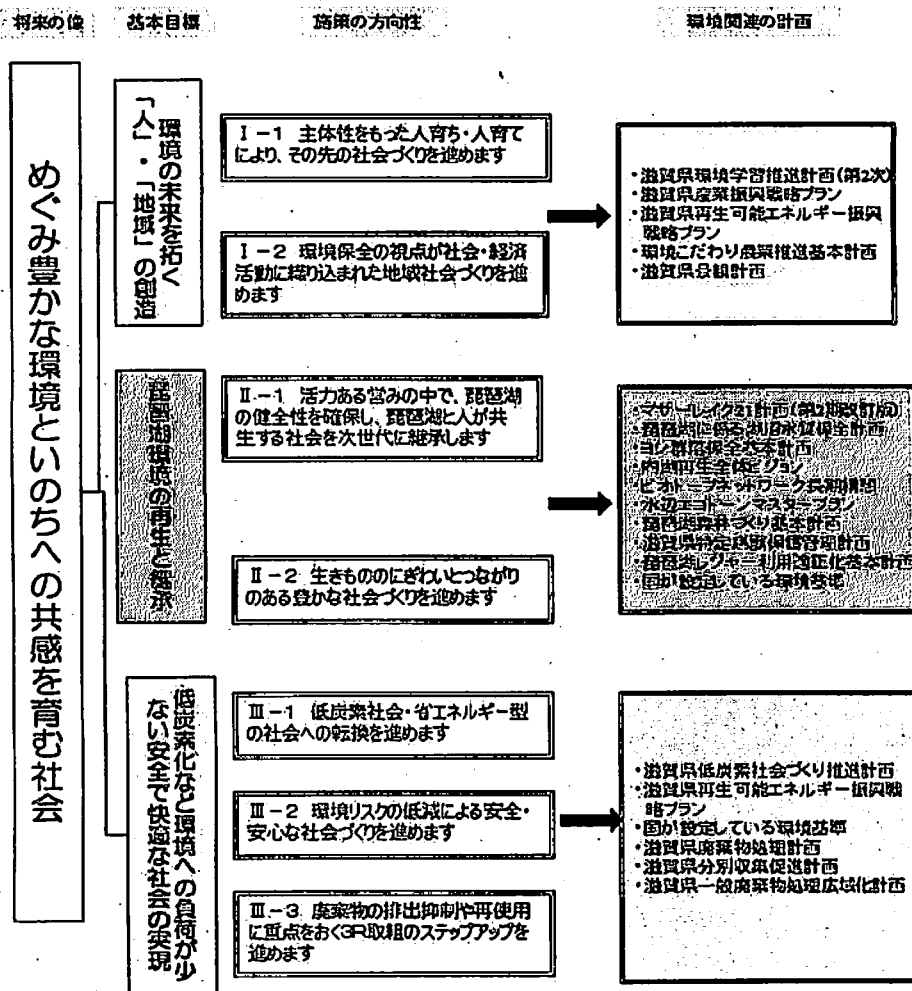
2 計画の性格と役割

(1) 本計画は、滋賀県環境基本条例に基づき策定する環境行政の基本計画です。第四次計画では、環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めるもので、滋賀県における、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の方向性を示す役割を担います。

(2) 同条例第13条では、「県は施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるもの」とされており、また「環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるもの」とされています。

- (3) 本計画で対象とする環境とは、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および風景）および地球環境とします。
- (4) 本計画は、滋賀県の環境に係る各分野別計画に基本的方向性を付与するものとして位置づけられるものです。琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策・目標は、これら分野別計画において推進することとしています。
- このため、これらの分野別計画においては、各施策の達成状況を的確に示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価できるようにします。

第四次滋賀県環境総合計画と関連計画



3 計画期間

計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 5 年間とします。なお、社会経済や環境を取り巻く状況変化などへの対応が必要な場合、適時見直すことができる柔軟性のある計画とします。

第1章 環境問題を取り巻く現状

1 近年の環境をめぐる動き

第三次計画が策定されてから5年の間に、環境問題を取り巻く状況は刻々と変化しています。ここでは、主に第三次計画策定後の環境をめぐる動きについて、概観することになります。

(1) 環境学習および環境保全活動

地球温暖化、生物多様性の損失、廃棄物の適正処理など、最近の環境課題は多岐にわたりますが、私たち一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画する力を育むことが大切です。これを目指す教育や学習活動を「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) (以下「ESD」という。)) と呼び、近年、世界の国々がESDの推進に取り組んでいます。

国連で採択された「持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年」に係る取組、行政・企業・民間団体などの様々な主体との協働の重要性、学校教育における環境教育の関心の高まりを背景に、平成23年(2011年)6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の一部が改正されました(改正後の名称は「環境教育などによる環境保全の取組の促進に関する法律」)。

法改正では、環境学習に係る取組を体験学習に重点を置くものから、幅広い実践的人材づくりへと発展させるため、訓示規定を中心とする内容から実践的で具体的な内容とされ、自然体験などの機会の場の提供や協働による取組の推進といった具体的事項が新たに盛り込まれたほか、地方自治体による推進枠組みの具体化や、学校教育における環境教育の充実が図られました。

(2) 生物多様性

平成22年(2010年)10月に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23年(2011年)以降の新戦略計画(愛知目標)が採択され、各国は愛知目標達成に向けた目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められました。そのポイントは、社会活動全体を通じ、広く効果的な実践が要求されている点にあります。

また、平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災の発生や人口の急速な減少をはじめとした社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係を見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことも必要であることから、平成24年(2012年)9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

(3) 地球温暖化

平成25年(2013年)9月から平成26年(2014年)4月にかけて発表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、観測事実として「気候システムの温暖化については疑う余地がなく」、温暖化の要因として「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い。」との指摘がされました。

また、同報告書では、「現在すでに温暖化の影響が広範囲に観測されていることが示され、気候変動に対する生態系や人間システムの著しい脆弱性を明らかにしています。さらに、今世紀末に産業革命前に比べて世界平均地上気温の上昇を2℃未満に抑える可能性が高い状態にするには、世界の温室効果ガスの排出量を2050年時点で2010年と比べて40～70%減らし、2100年にはほぼゼロまたはマイナスの水準にしなければならない」という厳しい指摘がされています。

温室効果ガスの排出削減に向けては、国際的に協力して進めていくため、国連気候変動枠組条約が締結されていますが、平成24年(2012年)のカタールのドーハで開催された同条約の第18回締約国会議(COP18)では、2020年以降の新たな法的枠組みの構築に関する作業計画などが決定されました。そして、平成25年(2013年)にポーランドのワルシャワで開催された第19回締約国会議(COP19)では、途上国を含むすべての国が、自主的に決定する2020年以降の温室効果ガス削減目標を平成27年(2015年)末のCOP21より十分早い時期に国連に提出するよう招請することなどが決定されたところで

す。

国においては、地球温暖化対策を強化するため、平成24年度(2012年度)税制改正において「地球温暖化対策のための税」が創設され、平成24年(2012年)10月から施行されました。この課税により、エネルギー起源CO₂の排出削減効果が期待されます。

また、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、平成24年(2012年)7月から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まっています。

一方で、国は、平成25年(2013年)3月に2020年における25%削減目標をゼロベースで見直すこととしました。さらにCOP19において、現時点での目標を「2005年度比で3.8%減」とし、今後の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することを表明しました。

(4) 資源循環型社会

平成25年(2013年)4月には、携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の再資源化を促進するため、「小型家電リサイクル法」が施行されました。

平成25年(2013年)5月には、循環型社会形成推進基本法に基づく「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、①リデュース、リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進などを新たな政策の柱としています。

また、平成21年(2009年)6月には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」が平成22年(2010年)12月に策定されるなど、バイオマス活用に向けた取組体系の整備が進んでいます。

(5) 東日本大震災の発生

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、多くの死者・行方不明者の発生に加え、住宅・工場の被災、原子力発電所事故に起因する放射性物質の拡散、電気・水等のライフラインの分断による日常生活や経済活動への影響など、多くの爪痕

を残しました。そして、今もなお、社会・経済活動に大きな影響を与えています。これを機に、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直し、持続可能な社会へと転換していく必要性が改めて意識されるようになりました。

(6) 人口減少と人口構造の変化

日本全体として既に人口減少時代に入っており、これまで増加を続けてきた滋賀県の人口も平成 27 年（2015 年）をピークに減少に転じると見込まれています。（「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年（2013 年）3 月推計）国立社会保障・人口問題研究所）

人口が減少すると、環境負荷も低減されていくという見解もありますが、単独世帯の増加などで世帯数は増え続けていくことや、高齢者の増加に伴う家庭内でのエネルギー使用の増加要因があることなどから、必ずしも人口減少に比例して環境負荷が減少していくとはいえません。また、森林や田園などの自然環境を保全管理する担い手の減少も懸念されます。

このように、人口減少と人口構造の変化は、これからの環境保全の取組にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

【近年の環境のあゆみ】

年	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県ピオトップネットワーク長期構想」策定(2月) ・「第三次滋賀県環境総合計画」策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回世界水フォーラム(トルコ・イスタンブール)開催(3月) ・第13回世界湖沼会議開催(中国・武漢)(11月)
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖森林づくり基本計画」改定(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第10回目締約国会議(略称:COP10)(名古屋市)開催(10月) ・関西広域連合発足(12月)
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい滋賀県庁環境マネジメントシステム構築(2月) ・UNEP国際環境技術センター滋賀事務所廃止(3月) ・「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県環境学習推進計画(第2次)」策定(3月) ・「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定(8月) ・「マザーレイク21計画(第2期)」改定(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際森林年 ・第14回世界湖沼会議開催(米国・オースティン)(11月)
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定(3月) ・「第6期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「マザーレイクフォーラム」設立(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回世界水フォーラム開催(フランス・マルセイユ)(3月) ・国連持続可能な開発会議(リオ+20)で成果文書「我々の求める未来」採択(6月) ・先進陸水海洋学会日本大会開催(大津)(7月)
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」策定(3月) ・「淡海環境プラザ」設立(草津市矢橋町)(4月) ・湖南省友好提携30周年記念事業(次世代を担う子どもたちの友好交流の実施など)(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム条約第6回締約国会議、バーゼル条約第11回締約国会議及びロッテルダム条約第6回締約国会議、並びに第2回3条約拡大合同締約国会議(ExCOPs2)スイス(ジュネーブ)(5月) ・国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)ポーランド(ワルシャワ)(11月)

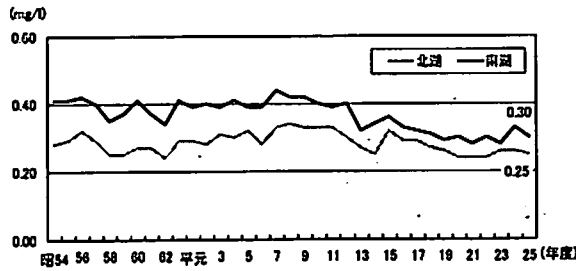
2 滋賀県における現状と課題

◆ 琵琶湖環境

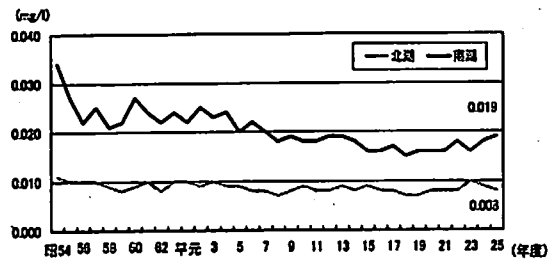
【琵琶湖の水質の変化】

- 琵琶湖は、400 万年という悠久の歴史の中で、豊かな生態系を育んできたとともに、近畿 1,450 万人の人々の暮らしや産業を支える水資源として、あるいは水産資源や観光資源などとして、様々な価値を有する大切な湖です。
- 琵琶湖の水質は近年改善傾向にあり、窒素、リンは横ばいもしくは減少傾向で、富栄養化は抑制されてきていると評価されます。一方、有機汚濁の指標である化学的酸素要求量(COD)は、昭和 59 年(1984 年)以降上昇傾向を示し、その後、北湖では平成 10 年度(1998 年度)以降高止まりの状況にあります。この COD の変化には、難分解性有機物が関与していると考えられ、陸域だけでなく湖内で多く生成されていることがわかってきました。

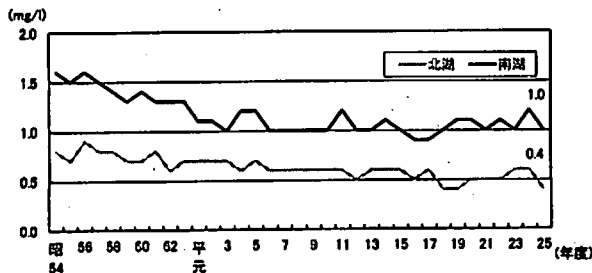
(図1 全窒素(T-N))



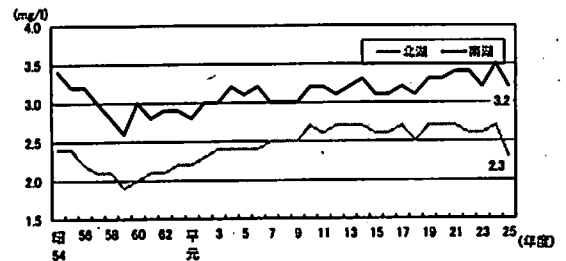
(図2 全りん(T-P))



(図3 生物化学的酸素要求量(BOD))



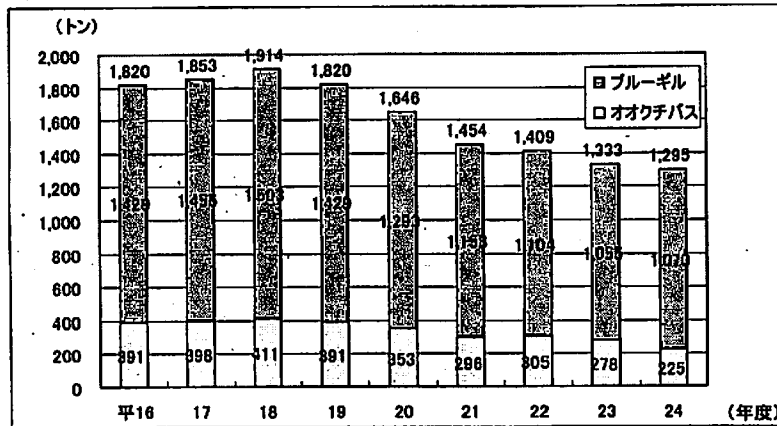
(図4 化学的酸素要求量(COD))



【琵琶湖生態系の変化】

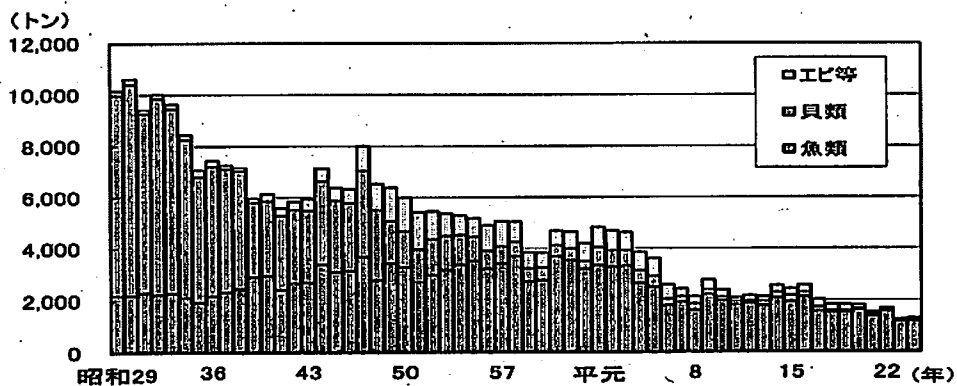
- 過去30年で植物プランクトンの種類数の減少や小型化がみられるほか、動物プランクトンが食べにくい植物プランクトン（周囲がゼラチン状の有機物に包まれたもの）が増加するなど、植物プランクトンの構成種が遷移しています。植物プランクトンは生態系を支える食物連鎖の出発点にあることから、生態系への影響が懸念されています。
- 南湖の水草は、平成6年（1994年）の大濁水をきっかけに急激に増えはじめ、夏になると湖底の大半を水草が覆う状態になっています。南湖における水草の大量繁茂は、湖流の停滞による水質の悪化や底層の低酸素化、湖底の泥質化など従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状態が続いています。
- 新しい外来水生植物である「オオバナミズキンバイ」は、南湖東岸の赤野井湾に大群落を形成しているほか、南湖西岸等にも点在するなど、その生息域を急速に拡大しています。このため、在来魚の産卵場所であるヨシ帯がふさがれるなど、水産業や生態系への影響がみられることから、根絶に向けた駆除を進めているところです。しかしながら、その生態の解明が不十分なことから、手作業による刈取り以外の有効な対策が確立されていません。
- 昭和50年代から琵琶湖で異常繁殖した外来魚（オオクチバス、ブルーギルなど）は、琵琶湖固有の生態系に大きな歪みを生じさせ、漁獲量の極端な減少の主要な要因の一つとなっています。このため、平成14年度（2002年度）から外来魚駆除事業を強化して実施し、毎年300～500トン程度の駆除を行っています。この結果、少しずつではありますが、外来魚推定生息量は減少傾向にあります。

(図5 外来魚推定生息量の推移)



○ 昭和30年(1955年)には10,000トン前後あった琵琶湖での漁獲量(魚類、貝類、エビなど)は、昭和30年代に急激に減少し、その後は増減を繰り返しながら昭和50年代末までおよそ5,000トンで推移していました。しかし、平成に入ってから再び大幅に減少し、近年は1,300トンから2,000トン程度の状況が続いており、外来魚介類の減少が懸念されています。

(図6 琵琶湖における漁獲量)



(今後の課題)

○ これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖への汚濁流入負荷(栄養塩など)は一定削減され、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、琵琶湖流域では外来魚介類の減少、水草の異常繁茂、湖底環境の変化などの課題が生じています。これらの課題は、要因や場など複雑に関連しており、個別対策だけでは対応が難しいことから、「森〜川〜里〜湖」といった大きな視点での調査研究を進め、これらの結果を踏まえ、水質の保全とともに、生態系の保全・再生と相互のつながりに力点をおいた琵琶湖の総合的な保全を進める必要があります。

◆ 自然環境

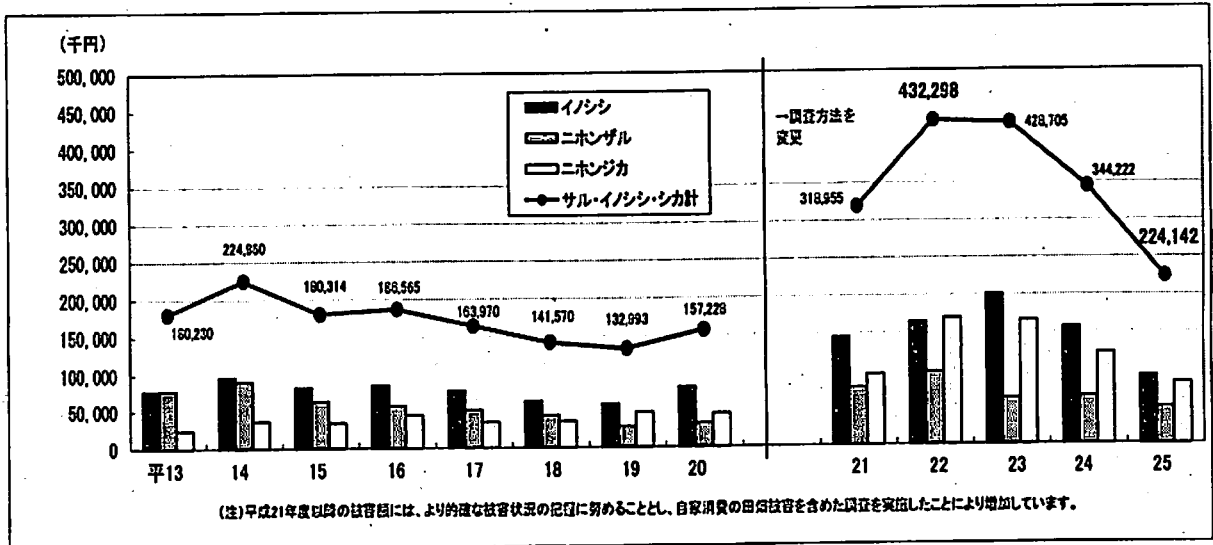
【生物多様性の現状と県民の意識】

- 滋賀県と琵琶湖水系には60種以上の琵琶湖固有種をはじめ、多種多様な野生生物が生息しています。「滋賀県で大切にすべき野生生物2010版」によると、716種類もの動植物が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定されており、個体数の減少や生息環境の悪化により、絶滅の危機に瀕しています。
- 平成25年(2013年)6月6日から6月28日にかけて、生物多様性に関する県民の意識調査を行いました(平成25年度(2013年度)「県政世論調査」)。その結果、「生物多様性」という言葉を聞いたことがある人は63.8%と過半数を大きく超えており、言葉は県民に浸透しつつあります。また、生物多様性を保全するために県が取り組むべきことでは、「県民や事業者が自然環境の保全活動をしやすい環境を作る」が44.7%で最も高く、自然環境の保全活動を支援する施策の展開が求められています。

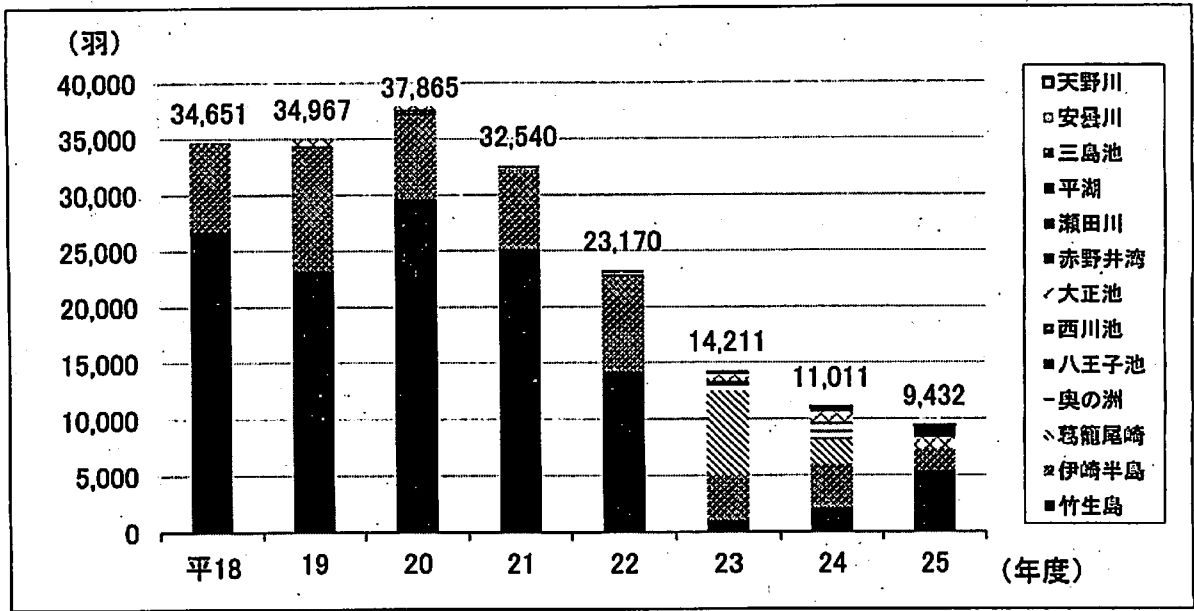
【鳥獣による被害の拡大】

- 近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、自然生態系へも及んでいます。特に、ニホンジカの食害による植生衰退が県内各所で見られるようになっており、生態系への影響や水源かん養機能、土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下が懸念されています。
- アニ等の漁業被害や営巣地周辺の樹木が枯死することなどの大きな被害の原因となっている琵琶湖のカワウについては、県の個体数調整対策により大きく減少傾向にあります。琵琶湖のカワウは新潟県から熊本県まで飛来していることが確認されており、広域的な対策が必要であることから、関西広域連合や中部圏各県などとの連携・対策をさらに進める必要があります。

(図7 主な野生獣による農作物の被害金額)



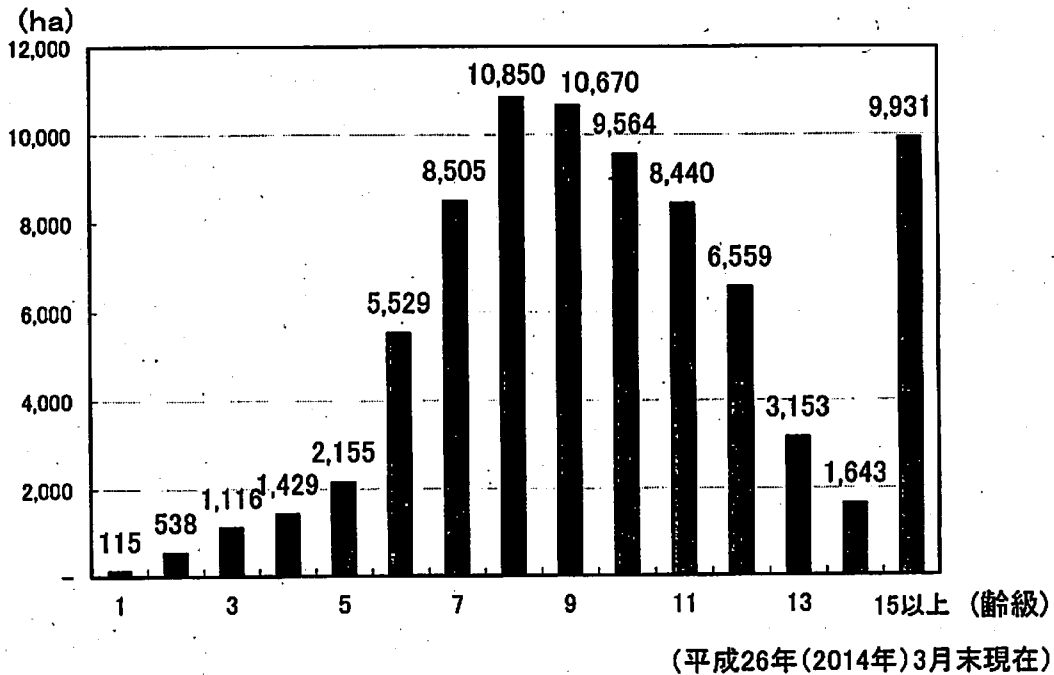
(図8 カワウの生息数推移(春期))



【森林づくりの現状】

○ 森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全・形成、木材の生産などの機能だけでなく、地球温暖化の防止など地球規模での環境問題に大きく関わっています。近年、森林の手入れ不足などによる多面的機能の低下が懸念されています。

(図9 民有林人工林年齢別面積)



(今後の課題)

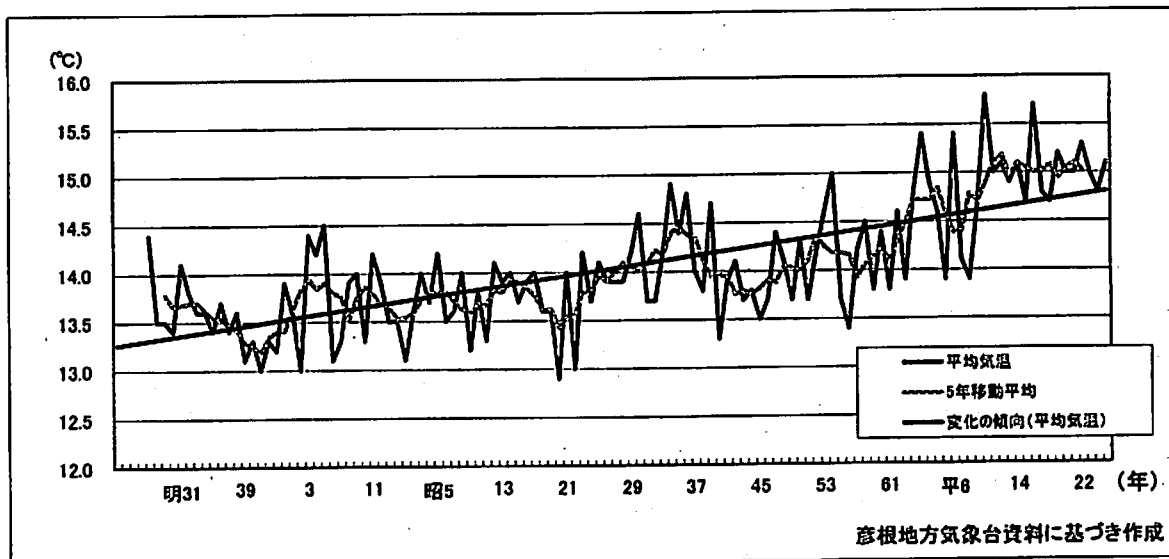
- 外来生物や特定の野生生物の繁殖、水草の異常繁茂などにより、本来の生態系の維持が危ぶまれていることから、人と自然の関わりの再構築や生物多様性の保全を戦略的に進めることが必要です。あわせて、県民や事業者が自然環境の保全活動がしやすいような仕組みづくりや事業実施が必要です。
- 農林水産業の就業人口の減少や、従事者の高齢化、生活様式の変化により、森林などをはじめとする自然環境の適切な管理が十分なされていないことが指摘されており、また、ニホンジカなどによる深刻な森林被害など、新たな課題が生じています。

◆地球温暖化

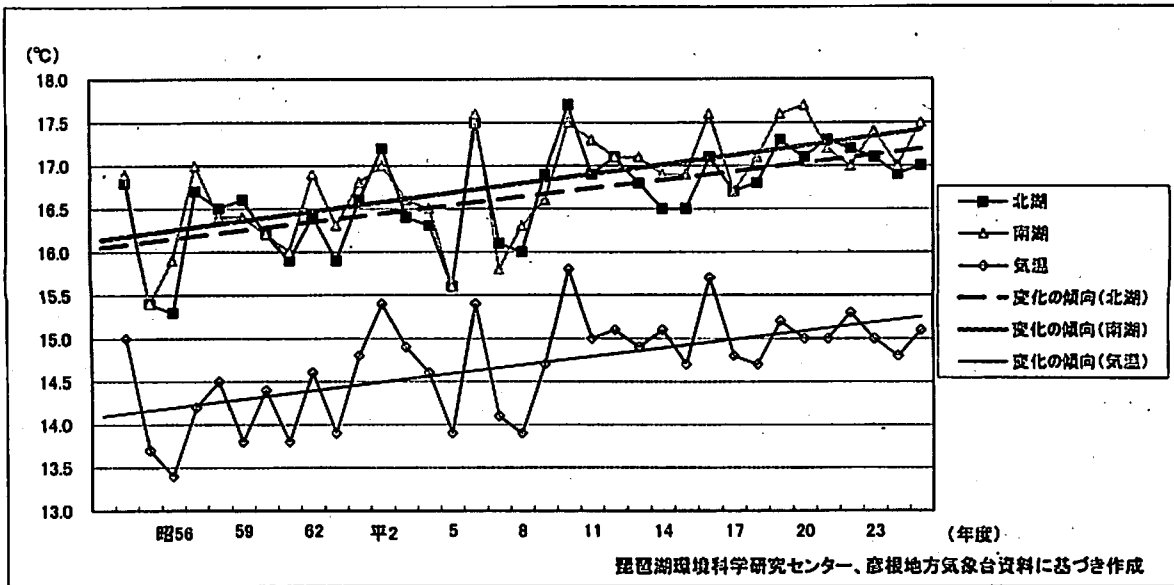
【平均気温と琵琶湖の水温】

県内(彦根市)の気温の経年変化については、明治27年(1894年)から平成23年(2011年)の間、上昇傾向にあり、100年あたりの年平均気温は1.24℃上昇しています(図10)。また、琵琶湖表層の水温についても、上昇傾向にあります(図11)。

(図10 彦根の年平均気温の経年変化)



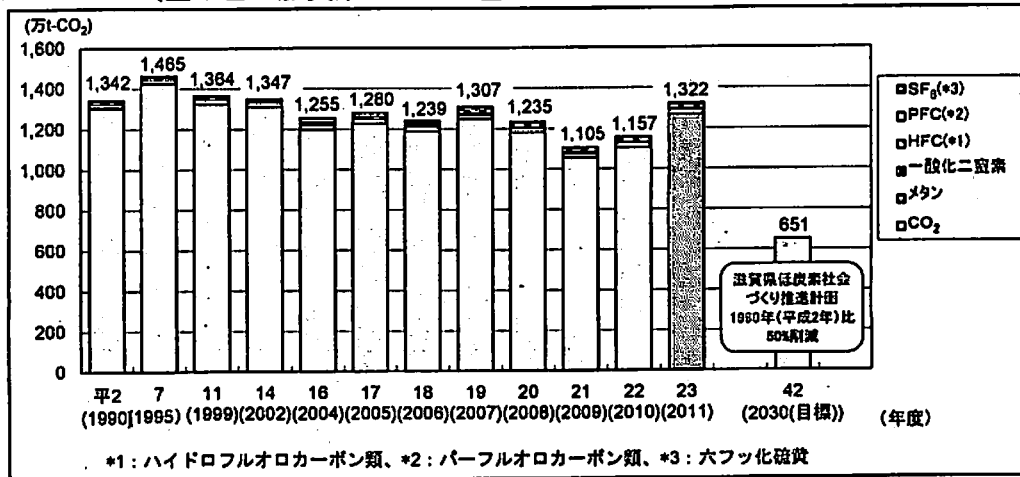
(図11 琵琶湖の水温の経年変化)



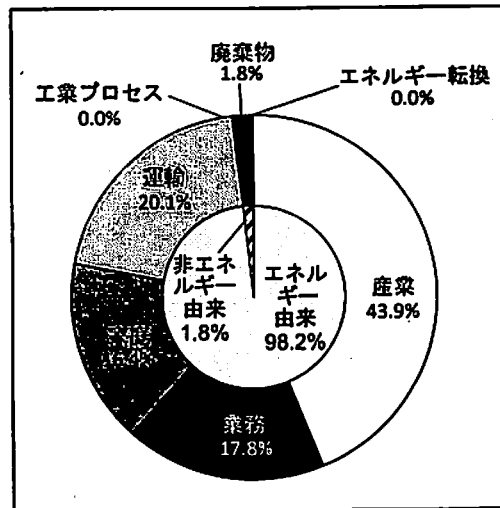
【温室効果ガス排出の現状】

- 滋賀県域における平成 23 年度 (2011 年度) の温室効果ガス総排出量は、1,322 万トン (CO₂換算) であり、1990 年度比では 1.5%減 (20 万トン減)、過去 5 年 (平成 18 年～平成 22 年 (2006 年～2010 年)) の平均比は 9.3%増 (113 万トン増) となっています (図 1 2)。
- 温室効果ガスの排出は、二酸化炭素 (CO₂) がその 9 割以上を占めています。部門別割合は、産業部門、運輸部門、業務部門、家庭部門の順に大きな割合となっています (図 1 3)。
- 環境省が発表したわが国全体の温室効果ガス排出量 (2012 年度) によると、総排出量は前年度と比べ、発電に伴う二酸化炭素 (CO₂) 排出量が増加したことなどにより、2.8% (3,660 万トン) の増加、東日本大震災前の 2010 年度と比べると、6.9% (8,700 万トン) の増加となっています。
増加要因としては、製造業の生産量が減少するとともに、家庭部門で節電が進む一方で、東日本大震災以降の火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどが挙げられています。
- 平成 23 年 (2011 年) の夏には、同年 3 月に発生した東日本大震災に起因する電力需給のひっ迫が関西圏域においても見込まれたため、滋賀県では市町や関西広域連合と連携し、家庭やオフィスなどでの節電の取組などを呼びかけました。
その後も、夏、冬には電力の需給状況から、節電の呼びかけなどを行い、社会全体での省エネ行動の広がりや定着へとつながるよう取り組んでいます。

(図12 滋賀県における温室効果ガス総排出量の推移)



(図13 滋賀県におけるCO₂排出量の内訳 平成23年度)



(今後の課題)

- 地球温暖化により私たちの社会に生じる様々な影響や被害を抑制するために、ライフスタイルやビジネススタイルなど社会経済構造を転換し、化石燃料に依存しすぎない低炭素社会づくりを進める必要があります。
- 東日本大震災後の社会情勢を踏まえ、特に再生可能エネルギーの導入や省エネ行動の定着、それらを支える環境配慮型製品の普及を進める必要があります。

◆大気・化学物質

【大気・化学物質の現状】

- 滋賀県の大気汚染の状況として、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素などの大気汚染物質についてはすべての測定地点で環境基準を達成している一方で、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質 (PM2.5) は環境基準が達成されていません。

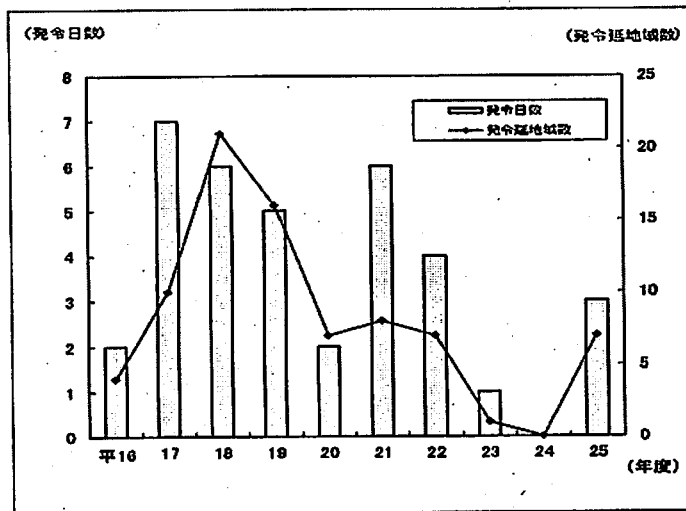
また、ほぼ毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆる PRTR 法）」に基づき届出された化学物質排出量の集計では、県内の総排出量は低下傾向にあります。

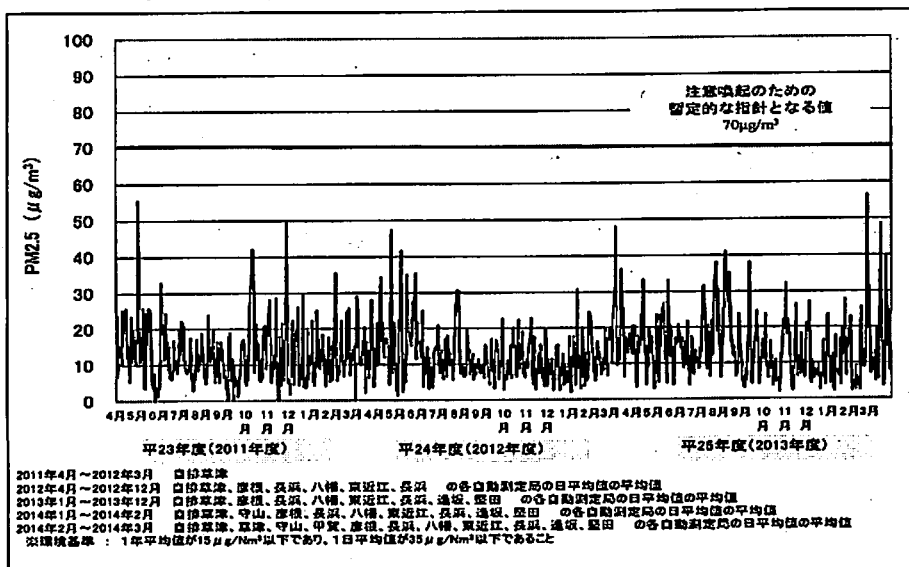
（表 14 大気関係環境基準達成状況（平成 25 年度））

	一般環境大気測定地点		自動車排出ガス測定地点	
	全地点数	環境基準達成地点数	全地点数	環境基準達成地点数
二酸化窒素	10	10	4	4
浮遊粒子状物質	9	9	4	4
光化学オキシダント	11	0	2	0
二酸化いおう	6	6	1	1
一酸化炭素	0	0	4	4
微小粒子状物質(PM2.5)	6	1	2	0
ベンゼン	6	6	1	1
トリクロロエチレン	6	6	1	1
テトラクロロエチレン	6	6	1	1
ジクロロメタン	6	6	1	1

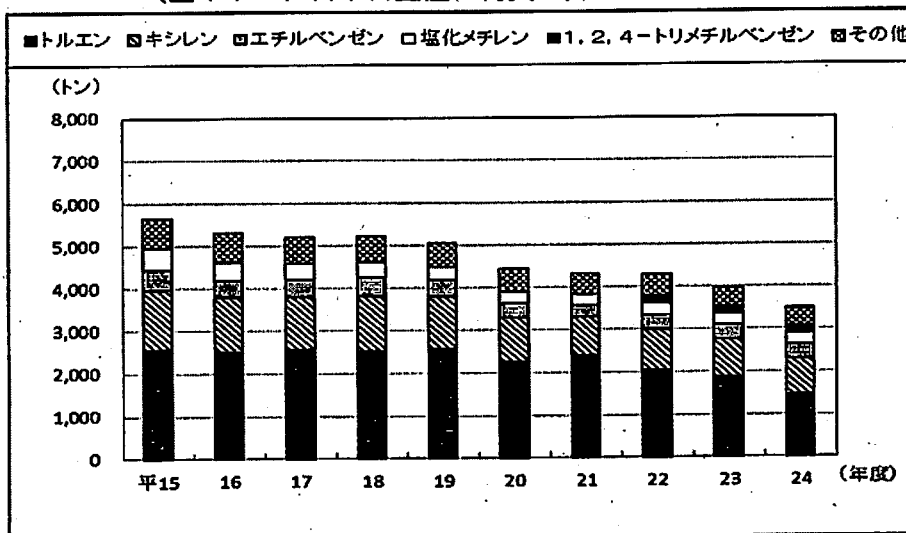
（図 15 光化学スモッグ注意報発令状況）



(図16 微小粒子状物質 (PM2.5) の平均値の推移)



(図17 PRTR上位5物質の排出量の推移)



(今後の課題)

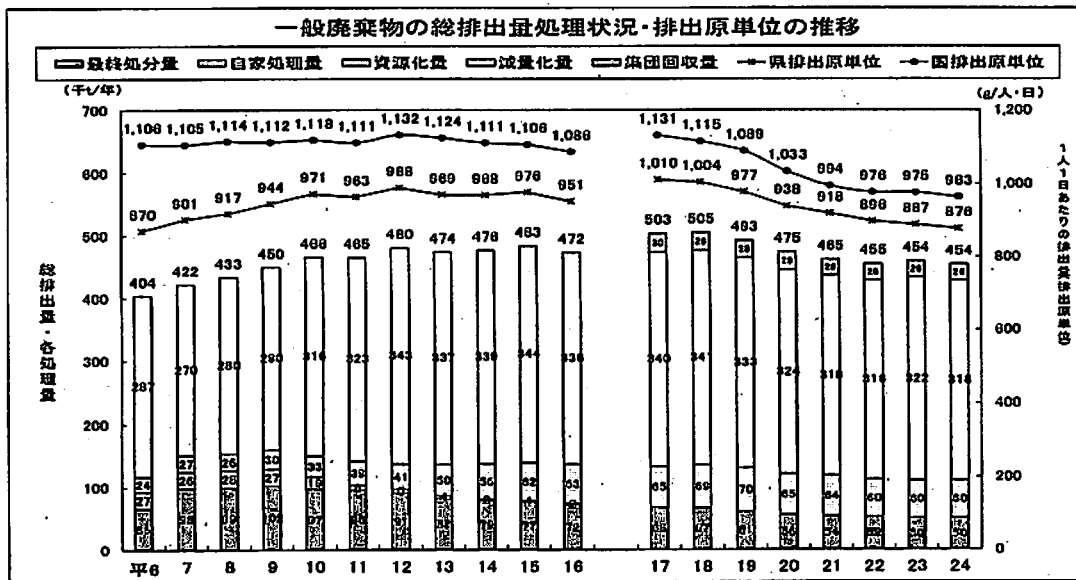
- 健康被害や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ (環境リスク) を低減させていくため、光化学オキシダントなど未達成の環境基準の達成に向けた工場や事業場などからの汚染物質の排出抑制や、化学物質の適切な管理により排出量を抑制する必要があります。このため、大気汚染状況の継続的監視と県民への関連情報の提供が必要です。
- 東日本大震災における原子力発電所事故により放出された放射性物質や、微小粒子状物質 (PM2.5) の問題化などにより、化学物質等への社会的な関心や安全・安心な社会を求める声が高まりつつあります。

◆資源循環型社会

【廃棄物・資源循環の現状】

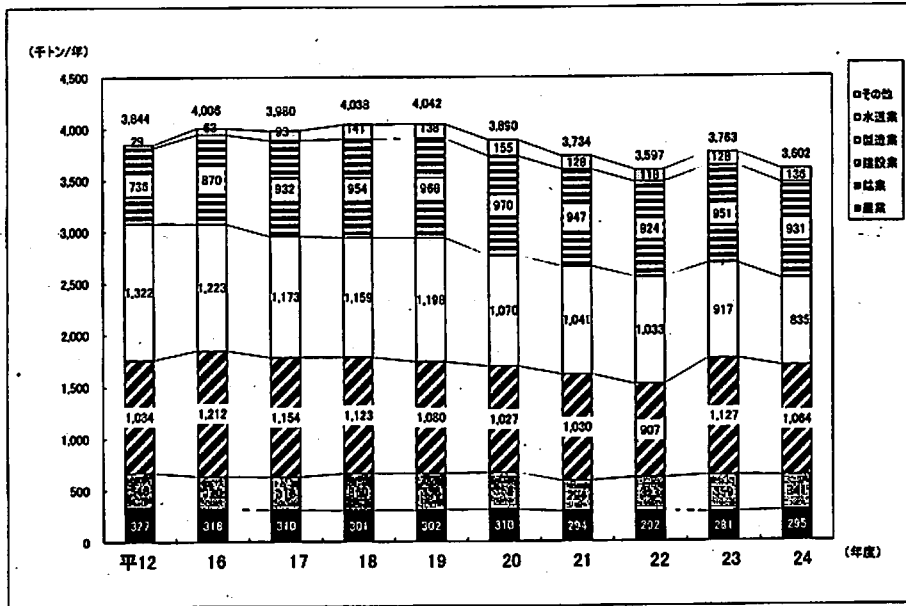
- 平成 24 年度（2012 年度）における県内の一般廃棄物の総排出量は 45.4 万トン、1 人 1 日あたりの排出量は 876g となっており、第三次計画期間中も減少しています。また、総資源化量（資源化量+集団回収量）は 8.6 万トン、最終処分量は 5 万トンとなっています。
- 平成 24 年度（2012 年度）における県内の産業廃棄物の総排出量は 360.2 万トンとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、建設業からの排出が最も多く、次いで水道業、製造業となっています。
- 産業廃棄物の不法投棄など不適正な処理については、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間 120 件あまりの発生が見られ、人目につかない場所・時間帯での不法投棄、あるいは、埋立・造成工事に廃棄物を混入するなど、その手口は悪質・巧妙化しています。

（図 18 ごみ排出量の推移）

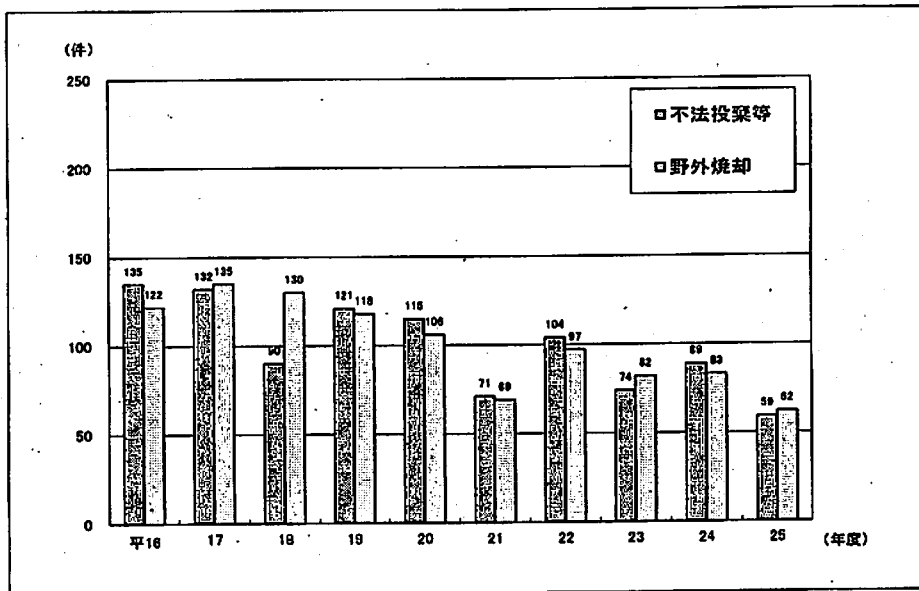


* ごみの総排出量の定義は平成 17 年度実績より「最終処分量+自家処理量+資源化量+減量化量」から「最終処分量+資源化量+減量化量+集団回収量」に変更となっています。

(図19 産業廃棄物の総排出量の推移)



(図20 不法投棄の新規発生件数)



(今後の課題)

- ごみ排出量は、近年減少傾向にあるものの、経済状況などに左右されることなく、資源化や廃棄物の適正処理に向けた取組を進める必要があります。
- 平成25年度(2013年度)から取り組んでいるレジ袋の無料配布中止をきっかけとして、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化のさらなる推進が求められます。
- 不法投棄などの事案に対しては、警察、市町などの関係機関や近隣府県市、地域住民との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策のさらなる強化を図る必要があります。

第2章 目指すべき将来像

1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」

- 社会・経済活動の急速な進展やグローバル化は、私たちに物質的な豊かさと利便性をもたらしました。しかし、同時に「大量生産・大量消費型」の社会システムを作り上げ、かけがえのない地球環境への負荷を急速に増大させてきました。
- 第三次計画では、こうした大量生産・大量消費型のライフスタイルやビジネススタイルのあり方を見直し、持続可能な社会を構築していくことが重要であるとの認識に立ち、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけました。
- 第三次計画の目指すべき将来の姿「持続可能な滋賀社会」は、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会であり、おおむね一世代後である平成42年（2030年）に実現を図ることを想定しています。（下記参考図：目指すべき社会像（「持続可能な滋賀社会ビジョンから」）を参照）
- 今回の改定にあたっては、第三次計画の「持続可能な滋賀社会」に掲げる将来の姿および「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を基礎としながら、第三次計画策定以降に生じた、環境を取り巻く状況の変化や県民などの環境に対する意識変化などを踏まえつつ、目指すべき将来像を設定します。

（参考図：目指すべき社会像（「持続可能な滋賀社会ビジョンから」）



琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会。

■自然・気候

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。また、琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

■産業

高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、農産物の消費や木材の利用では県産物へのニーズが高まり、地産地消が進んでいます。

また、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を軸にしたクラスターが形成され、産業が活性化しています。特に、省エネ技術や環境汚染対策技術を扱う企業が多く立地しています。

■まちづくり

公共交通や自転車歩行者道の整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより誰にとっても安全でゆとりのあるまちづくりが進んでいます。

また、適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する機運が高まっています。

■暮らし

人々は家族や地域、世代間のつながりを大切に、交流を深め、支え合いながら生活しています。また、フナやシジミなどの漁獲量が増え、琵琶湖の魚貝類を日常的に食べるできるようになっています。

2 東日本大震災が私たちに与えたもの

(1) 「つながり」や社会との結びつきの意識

○ 平成 23 年 (2011 年) 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、改めて、私たち人間は自然の中で生かされていることに気づきました。また、人と人、人と社会との「つながり」や「絆」の大切さを考える契機ともなりました。

○ 内閣府が行った「社会意識に関する意識調査 (平成 25 年 (2013 年) 2 月調査)」では、「東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになったか」の問いに、「前よりも大切だと思うようになった」と答えた人の割合が 77.5% となっています。

また、「東日本大震災後、強く意識するようになったことは何か」では、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」と答えた人の割合が約 64% と最も高く、以下、「地域でのつながりを大切に思う」、「社会全体として助け合うことが重要だと思う」と続いており、人々の社会との結びつきやつながりへの意識が高まっていることが伺えます。

(2) 豊かさと大量生産・大量消費型社会への意識

○ 東日本大震災により生じた上下水道、ガス、電気などのライフラインの分断や震災に起因する電力不足などの出来事は、省エネや節電を含めて、私たちのライフスタイルを、より環境配慮型に転換していかなければならないという意識を強めました。

○ こうした環境を取り巻く状況や意識の変化は、豊かさに対する意識やこれまでの社会経済のあり方に対する考え方に大きな変化をもたらしています。

内閣府が行った「国民生活に関する世論調査 (平成 25 年 (2013 年) 6 月調査)」では、今後の生活において、「これからは心の豊かさか、物の豊かさか」の問いに、「心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた人の割合が約 62% となっており、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた人の割合の約 30% を大きく上回りました。(図 2 1)

(3) 将来世代への意識

○ 平成 25 年度版環境白書 (環境省) によれば、「将来世代に残す社会で重視されるべきもの」について聞いたところ、「良好に保全された自然環境や生活環境」を重視すると答えた人の割合は 70% にのぼっており、「心身ともに健康なこと」との答えに次いで多い結果となっています。多くの人々が、将来の世代に、環境が保全されている社会を残したいと望んでいることが伺えます。

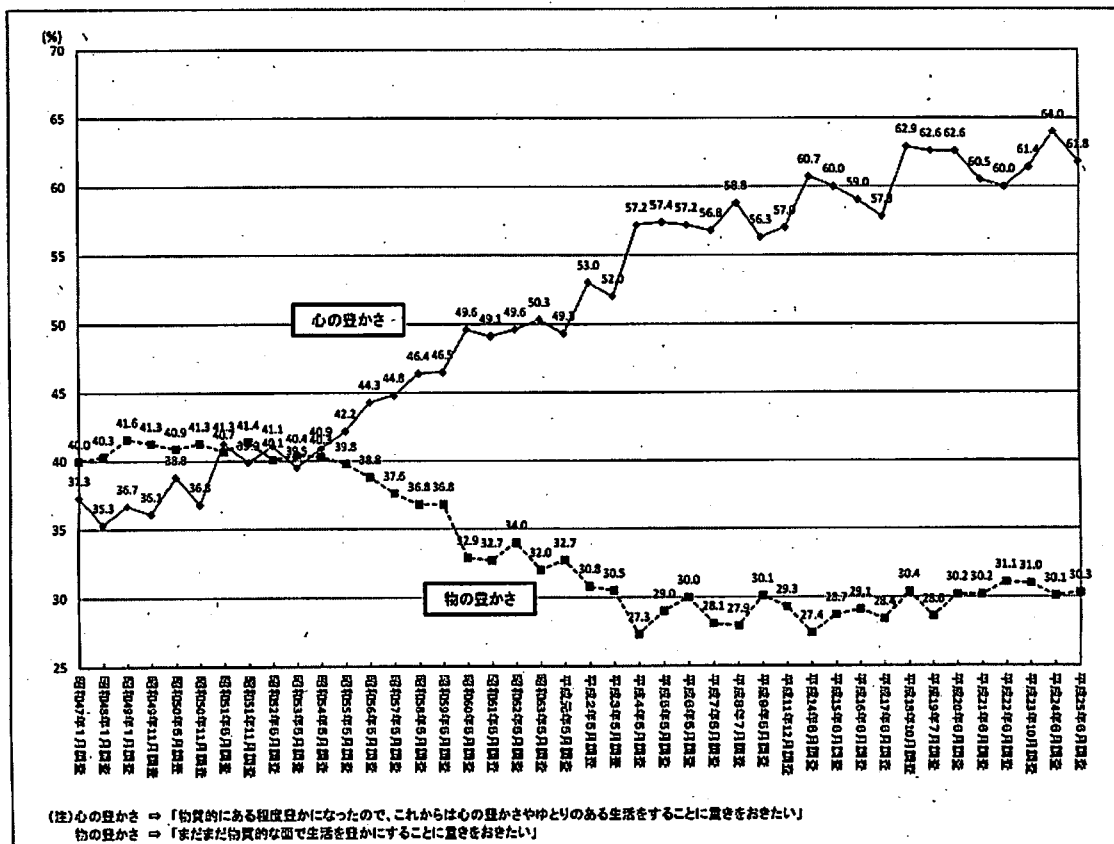
(4) 新しい生き方の選択へ

○ 日本各地域では、過去の自然災害の教訓を基にした知恵と工夫により、その特性に応じたまちづくりなどの対策を講じてきました。しかし、今回の東日本大震災は、自然が引き起こす様々な現象は、人間の力だけでコントロールすることは到底困難であることを改めて認識させ、どのように自然と向き合っていくべきなのかを考えさせる

重要な機会となりました。

- また、将来世代に向けて、持続可能な社会を構築していくためには、地球温暖化対策や資源循環型社会の構築、自然共生型社会の実現などが必要なことに加え、何よりも「安全」がその基盤として確保されることが前提であることを認識させられました。なかでも原子力発電所の事故による厳しい現実、エネルギー問題や今後の社会のありようについても、一石を投じることとなりました。
- これまで、私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求し、それを実現するために、大量生産・大量消費型の社会を構築してきたといえます。しかし、それと引き換えに生まれるリスクを、私たちは過小評価してきたのかもしれない。
- 東日本大震災を契機に、いま一度、環境の影響を含めた様々なリスクを洗い出し、これまでの生活や社会経済のあり方を見直すなど、環境に負荷をかけない持続可能な社会を築いていくための新しい生き方を選択する 때가来ています。

(図21 「これからは心の豊かさか、まだ、物の豊かさか」国民生活に関する世論調査 (平成25年度)



3 目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造

(1) 将来像設定の考え方

- 第三次計画では、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、総合的な施策の推進を図ってきました。本計画では、環境を取り巻く状況と意識変化などを考慮し、計画の将来像を、「『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造」としました。
- 環境の将来像を考える上でもっとも大切なことは、滋賀県に暮らす人々が良好な環境を享受し、住んで良かった、暮らして良かったと実感できる環境を創りあげていくことです。そのために、滋賀県を構成する各主体が、滋賀の環境に満足し、一人ひとりが、その環境に自信と誇りをもつことを目指します。
- では、自信と誇りがもてる環境とはどのような環境なのでしょう。滋賀の県名をひもといてみましょう。県名の「滋」の漢字は糸たばを並べた形で、それが水を含んで「ふえる」ことを意味します。これが、「うるおう・しげる・うまい」という意味となり、「やしなう」の意味にもなったといわれています。一方、「賀」のもとの意味は、生産力を高めるために行う農耕儀礼だといわれ、これが転じ、すべての生命や生産について「いのり・いわう」の意味に使われています（白川静著「常用字解」）。このように滋賀という県名からは、水が潤沢にある豊穡な土地であること、さらにそれらを祈り・祝う意味が読み取れます。
- 滋賀県には若さと活力、日本一の琵琶湖、美しく郷愁をいざなう里山、大学や民間研究機関などの知的集積などの強みが存在します。これらの強みを生かし、県名から読み取れる、めぐみ豊かな環境を創りあげていくことが、県民の自信と誇りにつながると考えます。
- 私たちは、琵琶湖を県の中央に抱き、四方を山々に囲まれ、水、森、大気、大地、そして、生きものが集う滋賀という空間の中で、何百色もの糸が織りなす繊細な織物のようにつながって、それぞれの地域で様々な役割を担いながら、滋賀の環境を形づくっています。わずかな糸の綻びが、織物を損なうように、滋賀の環境を構成する一本一本の糸の大切さに思いをいたすことが重要です。
- 環境はすべての「いのち」の基盤です。私たちは、人間という生きものとして、様々な生きものとともに暮らしており、環境を介して、未来に生きる「いのち」とつなが

っています。私たちは、同じ「いのち」をもつ存在として、他の「いのち」を尊重し、共感しあうことができます。

- 琵琶湖がたたえる豊かな水は、琵琶湖周辺のみならず、琵琶湖・淀川流域の社会・経済活動を支える「いのち」の水となっています。私たちは、琵琶湖の水を通じて、下流域の「いのち」とつながっており、琵琶湖の水を守ることは、下流域の「いのち」を守っていることにほかなりません。
- 環境はすべての「いのち」をつなぐ場です。生きものの中で、今を生きる私たちだけが、良好な環境を育み、その環境を未来へつなぐことができる唯一の存在です。様々な「いのち」への共感を通じ、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが私たちの責務であると考えます。
- 幸い、滋賀県には「石けん運動」をはじめとする琵琶湖の水質保全の歴史と、その後の住民運動の活発化によって培った県民や事業者の高い環境意識があります。礎は、既に先輩たちが築いたのです。あとは、私たち一人ひとりが、環境問題を「自分ごと」として捉え、「いつか」「だれか」という待ちの姿勢ではなく、「いま」「私」が小さな一歩を踏み出すことが重要です。
- 本計画では、子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造に向け、第3章に掲げる3つの基本目標に取り組むことにより、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現につなげていきます。

第3章 基本目標

1 第三次計画の進捗状況

(1) 2つの長期的目標

第三次計画では、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として、「持続可能な滋賀社会の実現」を目指すものとしています。

<p>「低炭素社会の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減(1990年比)されている。 <p>「琵琶湖環境の再生」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。 ○ 遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。
--

(2) 2つの目標の評価

◆低炭素社会の実現について

(主な実績)

- 低炭素社会の実現に向けて、温暖化対策の道筋を明らかにする「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」(平成23年(2011年)1月)を策定するとともに、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」(平成23年(2011年)3月)を制定しました。また、滋賀県における低炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」(平成24年(2012年)3月)を策定しました。
- また、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進していくため、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」(平成25年(2013年)3月)を策定しました。

(数値指標)

分類	指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期実績	平成22年度中期目標	平成24年度実績	平成25年度目標
地球温暖化対策	温室効果ガス排出量の削減率(平成2年比)	%	H18	7.7	8.0(H20)	9	13.8(H22)	9以上
	「みるエコおうち」プログラム取組世帯数	世帯		—	2,190	50,000	2,483	50,000を維持
	県内での太陽光発電による総発電容量	kW	H18	17,402	36,082	100,000	108,750	100,000以上

(評価)

- 平成24年度(2012年度)実績では、温室効果ガス排出量削減率および県内での太陽光発電による総発電容量は平成25年度(2013年度)目標を上回っています。
*なお、平成25年(2013年)12月に公表した平成23年度(2011年度)の温室効果ガス総排出量(最新データ)は、1,322万tであり、平成2年度(1990年度)比1.5%減(20万t減)となっています。

- 今後も、低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換をさらに進めていくとともに、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興等を進める必要があります。

◆琵琶湖環境の再生について

(主な実績)

- 「2050年頃の琵琶湖のあるべき姿」を念頭に置き、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針として策定された「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）」の第2期改定（平成23年（2011年）10月）を行いました。
- ヨシ群落の健全な育成を県民などとの協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な利活用を図ることを目的として新たな「ヨシ群落保全基本計画」（平成23年（2011年）2月）を策定しました。
- 内湖と琵琶湖の豊かな生態系を回復するとともに、内湖・琵琶湖と人とのより良い関係を築くため、そこに至るまでの道筋を示すものとして、「内湖再生全体ビジョン」（平成25年（2013年）3月）を策定しました。

(数値指標：主なもの)

分類	指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期実績	平成22年度中期目標	平成24年度実績	平成25年度目標
自然環境	希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	H19	2	7	10	9	10
	外来魚の推定生息量	トン	H18	1,600	1,400	1,000	1,295	1,000以下
	琵琶湖のヨシの面積	ha	H14	151	176.76	159	179.76	159以上
	年間間伐実施面積	ha	H15	1,920	3,014	2,600	1,773	3,100
琵琶湖の水質	琵琶湖の水質							
	(COD)北湖	mg/L	H22	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6以下
	南湖	mg/L	H22	3.6	3.6	3.1	3.7	3.6以下
	(T-N)北湖	mg/L	H22	0.25	0.25	0.30	0.28	0.24以下
	南湖	mg/L	H22	0.28	0.28	0.33	0.30	0.28以下
	(T-P)南湖	mg/L	H22	0.016	0.016	0.018	0.014	0.016以下

(評価)

- 流入負荷は削減されてきていますが、環境基準が未達成の項目があります。また、湖の栄養塩バランスの変化や深水層の溶存酸素濃度低下に加え、プランクトンの質的な変化など新たな課題が生じています。
- 在来魚介類の回復や湖岸景観の回復などに向けた取組を進めており、ヨシ群落の拡大などの成果も見られます。その反面、在来魚介類の減少や外来水生植物の繁茂

などの課題も多くあります。

- 森林の適切な管理や生物多様性に配慮した農地の増加などに向けた取組を進めていますが、森林部におけるニホンジカや病害虫などによる被害が深刻な状況にあります。
- 暮らしと湖の関わりの再生のためには、暮らしを湖に近づけ、湖への関心や理解を深めるよう県民一人ひとりの問題として、それぞれがライフスタイルを見直す必要があります。

2 県民の環境意識

第三次計画の改定に先立ち、県が優先的に取り組むべき環境課題や施策を把握するため、平成24年（2012年）6月5日から6月29日にかけて、環境に対する県民の意識調査を実施しました。（平成24年度「県政世論調査」）

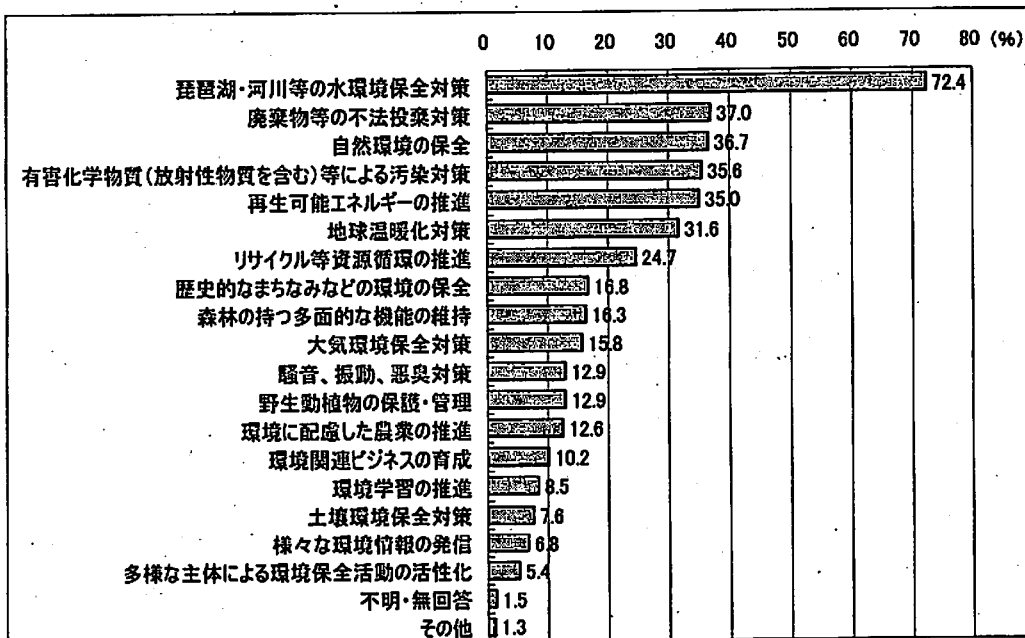
（1） 県が優先的に取り組むべき環境課題や施策について

結果：「琵琶湖・河川などの水環境保全対策」への高い関心

県が優先的に取り組むべき環境課題や施策については、「琵琶湖・河川などの水環境保全対策」が72.4%で最も多く、以下、「廃棄物などの不法投棄対策」が37.0%、「自然環境の保全」が36.7%、「有害化学物質（放射性物質を含む）などによる汚染対策」が35.6%、「再生可能エネルギーの推進」が35.0%と続いています。

他の分野と比較しても、県民の「琵琶湖・河川などの水環境保全」への関心の高さが際立っています。

（図22 県が優先的に取り組むべき環境課題や施策）

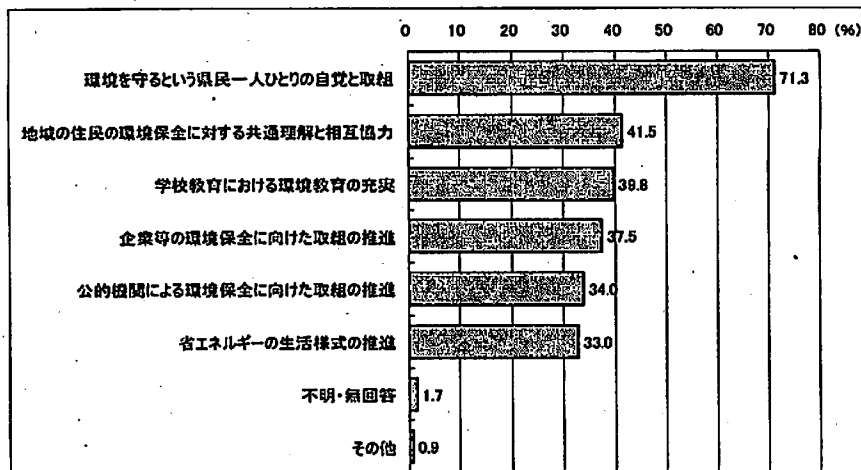


(2) 環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要か。

結果：県民一人ひとりの自覚と取組が重要

環境問題の解決に向け、重要な事項としては、「環境を守るという県民一人ひとりの自覚と取組」が71.3%で最も多く、以下、「地域の住民の環境保全に対する共通理解と相互協力」が41.5%、「学校教育における環境教育の充実」が39.8%、「企業などの環境保全に向けた取組の推進」が37.5%と続いています。この県民一人ひとりの意識をいかに実践行動につなげるかが重要となります。

(図23 環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要か)

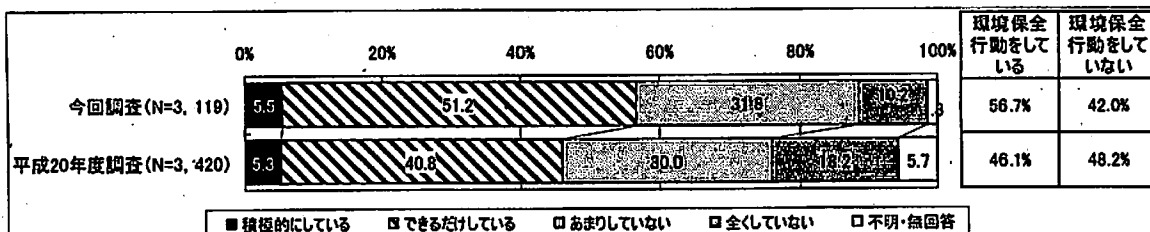


(3) あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか。

結果：約半数の県民が環境保全行動を実践している。

「環境保全行動」の実践状況については、「環境保全行動をしている」（「積極的にしている」と「できるだけしている」の合計）は56.7%となっており、平成20年度調査と比較すると10.6ポイント増加しています。2人に1人以上の県民が何らかの環境保全行動をしていると評価できますが、環境を守って行くためには、各主体・すべての人が「自分ごと」として、環境問題を捉える必要があることから、残りの県民の参加をいかに促していくかが重要です。

(図24 あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか)



3 将来像実現に向けた基本目標

今日、環境問題は、複雑化・多様化の様相を見せてきています。例えば、琵琶湖では、汚濁負荷の削減が進んでいる一方で、在来魚の不漁が続くなど、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっており、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現していくためには、広い視野から、総合的に取組を進めていく必要があります。

本計画では、第三次計画の進捗状況や県民の環境に対する意識などを踏まえつつ、次の3つの基本目標を設けます。この基本目標は、滋賀県の環境施策の大きな指針を定めるもので、第4章に掲げる各種施策や、各分野別計画を方向づけていくものです。

[3つの基本目標]

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

4 基本目標設定の背景と考え方

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

◆背景

[滋賀県の潜在的可能性]

- 日本全体として、少子高齢化社会が到来する中で、滋賀県は15歳未満の人口割合が全国第3位、人口あたりの大学生数も全国第3位となっており、若さと活力にあふれ、潜在的に将来の環境を支える人材が多く存在する県です。

【先達の実践運動】

- また、滋賀県には、琵琶湖をはじめとする環境を守ってきた県民意識の高さと過去から受け継がれてきた実践行動の土壌があります。琵琶湖で大規模な赤潮が発生した昭和 50 年代、琵琶湖を守るために県民が主体となって始まった「石けん運動」は、美しい琵琶湖を次世代に引き継ごうとする県民の意思の強い表れであり、身近な消費、生活行動の中で展開された実践行動の 1 つでした。

【びわ湖の日】

- 石けん運動の成果として、昭和 55 年（1980 年）7 月 1 日「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）が施行されました。昭和 56 年（1981 年）に琵琶湖条例施行 1 周年を記念して、7 月 1 日を「びわ湖の日」と決めました。以後、「びわ湖の日」を中心に県下一斉清掃を行ってきました。

平成 23 年（2011 年）の「びわ湖の日 30 周年」を契機に、「びわ湖の日」の取組として、これまで行われてきた「琵琶湖をきれいにする事」に加え、「豊かな琵琶湖を取り戻す事」、「琵琶湖にもっと関わる事」という考え方をもとに、先達の実践運動はさらに発展しています。

【環境保全と地域の活性化】

- 国の第 4 次環境基本計画においては、環境と経済と社会をともに発展させることを目標として、経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進を優先的に取り組む重点分野の 1 つに掲げています。

滋賀県は、日本のまんなか位置し、交通の要衝であるという恵まれた地理的条件を生かし、全国でも有数の「モノづくり県」として発展してきました。特に、太陽電池やリチウムイオン電池など、今後さらに大きく成長すると見込まれるエネルギーや水環境ビジネスの分野での工場の集積が進んでいます。

県では、環境産業の一層の振興を期して、県内の産学官が連携し、平成 10 年（1998 年）から毎年、環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。

平成 25 年（2013 年）3 月には「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定し、『地域主導による「地産地消型」、「自立分散型」エネルギー社会の創造』を基本理念に掲げ、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進しています。

滋賀県下では、日本初の信託方式の市民ファンドを活用した「コナン市民共同発電所プロジェクト」などの取組が進むとともに、県立施設の屋根を太陽光パネル設置に貸し出す取組もはじまりました。

◆基本目標の達成に向けた考え方

【人育ち・人育て、その先の社会づくりへ】

- めぐみ豊かな環境を育み、「いのち」への共感ができる人材を育てていくためには、様々な環境問題の本質を理解し、その要因を日常生活、地域や仕事、さらには、私たち自身の価値観や社会経済のあり方と関連づけて「自分ごと」として捉え、環境に配慮した社会を創造していくことが重要です。すなわち、気づく、学ぶ、考える、行動

するといった人材の育成に止まることなく、その先にある持続可能な社会づくりへと進めます。

- 今日発生している環境問題は、県民一人ひとりのライフスタイルやビジネススタイルなどに多くを起因していると考えられます。その解決に向けては、県民、NPO、事業者、行政などあらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要となります。生産から消費までの各段階において、省エネルギー、省資源などの環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの変革を促進し、行政各主体も自ら率先した取組が求められます。さらに、そのライフスタイルやビジネススタイルを社会の仕組みとして織り込み、環境に優しい行動が「湖国の文化」といえるまでの継続した取組を行います。
- 今後、さらに、環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に埋め込み、様々な環境問題の克服と地域に根ざした事業の展開を図ります。

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

◆背景

[県民の暮らしや心を映す鏡]

- 琵琶湖は、約400万年前に生まれ、固有で豊かな生態系を育んできました。琵琶湖ほど、人との関わりを古くまでたどれる湖は他にありません。この地の住民は、琵琶湖のめぐみを受け、琵琶湖と共生しつつ、食、生業（なりわい）などにおいて、独自の文化を育んできました。春夏秋冬での季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林は人々の心を和ませ、琵琶湖や流域河川では、在来の魚介類でにぎわいを見せてきました。また、琵琶湖は、130万人を超える人々が集水域で生活する今日においても、なお、一定の良好な環境が保たれている世界で希有な湖です。さらに、近畿1,450万人の命の水源として、人々の生活に欠かせない存在となっており、地球規模での環境問題の「小さな窓」として、大きな変化が現れる前の「予兆」を示す身近な自然環境でもあります。まさに、県民の「暮らし」や「心」を映す鏡でもあります。

[遠い水・近い水]

- 私たちを取り巻く社会は、戦後の高度経済成長期を経て、大きく変わりました。琵琶湖総合開発により快適な暮らしを得た私たちは、以前のように、日々の暮らしの中で川や琵琶湖に気を配ることがなくなりました。その一方で、都市的で快適な暮らしと引き換えに、川や琵琶湖を人びとの意識から

「遠い」また「見えにくい」（「遠い水」）存在にしていまいました。

東日本大震災は上水道や下水道などのライフラインを分断し、現代社会の脆弱な構造を露わにしました。これにより、日本の各地の店舗では、ペットボトル入りの水が売り切れる事態となり、私たちに、井戸水など、「身近な」（「近い水」）の重要性を再認識させることとなりました。

◆基本目標の達成に向けた考え方

[琵琶湖再生と継承に向けて]

- これまでの琵琶湖の環境施策は「水質保全」が中心であり、対策の結果、流入負荷の削減が進みました。しかし、私たちと水との距離は広がり琵琶湖流域生態系も大きく変化しました。琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐためには、水質保全対策を継続しながら、琵琶湖流域生態系の保全・再生や暮らしと湖の関わりの再生につなげていく必要があります。

このため、県民の一人ひとりが琵琶湖に触れ・体感し、湖魚など琵琶湖のめぐみをいただくことなどにより、琵琶湖の多様な価値を再発見し、そのつながりを深める中で、琵琶湖環境の再生を進め、将来の世代へ継承します。

[生物多様性の保全]

- 目指すべき将来像の中でも述べたように、環境はすべての「いのち」の基盤であり「いのち」をつなぐ場です。生きものの中で、今を生きる私たちだけが、良好な環境を育み、その環境を未来へつなぐことができる唯一の存在です。様々な「いのち」への共感を通じ、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが重要です。

このため、先人から受け継いだ豊かで望ましい生態系を保全する取組のさらなる強化を図り、生物多様性を確保し、様々な生きものでにぎわう、生命あふれる自然環境の再生を進める必要があります。

- 近年、野生鳥獣の数の増加や分布域の拡大により、農林水産業被害の拡大、食害による植生の衰退や生態系のかく乱など、人と野生鳥獣の間に様々なあつれきが生じています。こういった被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るため、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を柱とした施策を総合的に進めます。

[森林保全の取組]

- 県土のおよそ2分の1を占める森林は、近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖の水を育み、野生生物を住まわせ、また自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。林業の振興が図られ、県民の主体的な参画のもと、緑豊かな森林を守り育て、地域特性に応じた、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。

Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

◆背景

[まったなしの地球温暖化対策]

- 平成25年(2013年)9月に発表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)」では、「気候システムの温暖化については疑う余地がない。最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温」であり、また、「地球温暖化の影響で、今世紀末(2081年~2100年)に気温は1986年~2005年を基準として最大で4.8℃上がる。」と予測しています。

地球温暖化防止に向けては「温室効果ガスの継続的な排出は、気候システムのすべての要素に温暖化や変化をもたらす。気候変動を制限するためには、温室効果ガスの排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となる。」と指摘しています。

- 県内(彦根市)の年平均気温は、明治27年(1894年)から平成23年(2011年)の間に、100年あたり1.24℃上昇しています。また、琵琶湖表層の水温も気温と同様に上昇傾向にあり、地球温暖化が琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念されており、地球温暖化対策はまったなしの状況にあります。滋賀県の温室効果ガスの排出は、二酸化炭素(CO₂)がその9割以上を占めており、地球温暖化対策を進める上で、二酸化炭素(CO₂)削減対策が重要です。

- 平成25年(2013年)9月15日から16日未明にかけて、台風第18号のもたらした2日間で総雨量約600ミリに上る経験したことのない集中豪雨が滋賀県を襲い、県内各地に大きな爪痕を残しました。

近年の台風の大型化については、その一因として、地球温暖化の影響が指摘されています。

気象庁気象研究所の最新の温暖化予測研究によると、温暖化が進んだ「21世紀の日本では、夏から秋にかけて、降水量は全国的に増加し、特に西日本での増加が大きくなるとともに年ごとの変動が大きくなる、また強い降水現象が増加する可能性が高い」ことが示されています。

- 一方で、東日本大震災の発生後、電力需給問題など社会の大きな情勢変化が生じました。平成23年(2011年)の夏期、関西圏域における電力不足の懸念に対して節電などの取組がなされ、新たな気づきや工夫によるものも生まれました。

[大気・化学物質などの現状と課題]

- 大気汚染防止法や水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例などの環境規制の強化や、

各事業者の自主的な取組の進展により、環境汚染物質の排出は引き続き減少傾向にあります。一方で、東日本大震災における原子力発電所事故により放出された放射性物質や、微小粒子状物質（PM2.5）の問題化などにより、化学物質等への社会的な関心や安全・安心な社会を求める声が高まりつつあります。

[大量生産・大量消費型社会と廃棄物]

- 大量生産、大量消費型の社会経済活動は、便利で快適な生活をもたらした一方で、資源を浪費し、大量の廃棄物を排出し、産業廃棄物の不法投棄や散在性ごみの増加など、環境に大きな負荷を与えながら、社会経済活動を行ってきました。

◆基本目標の達成に向けた考え方

[環境に配慮した行動の実践]

- 目指すべき将来像である「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現していくためには、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが必要です。

「環境リスクの低減」などによる安全で快適な社会の実現は、今を生きる私たちの「いのち」を守るとともに、未来の滋賀県を担う子や孫たちに「いのち」をつなぐことに他なりません。

目指すべき将来像の実現に向け、県民やNPOおよび事業者など様々な主体が、日常生活や事業活動のなかで、環境課題を「自分ごと」として捉え、環境に配慮した行動を自ら実践していくことが重要となります。

[ライフスタイルやビジネススタイルの転換]

- 2030年において滋賀県の温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減された低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換をさらに進めます。

- 東日本大震災の影響や教訓を踏まえ、再生可能エネルギーなどの新技術の導入促進を図るとともに節電や省エネ行動をさらに広げていきます。

特に再生可能エネルギー導入促進に向けては、地域主導による「地産地消型」、「自立分散型」エネルギー社会を構築していくことが重要です。このため、地域における様々な取組主体が、地域の資源を最大限活用しながら、生活や産業活動に必要なエネルギーを可能な限り地域の中から生み出し、地域の中にエネルギー源を分散配置するとともに、省エネを推進することにより、環境に配慮した、産業振興につながる、災害に強い社会づくりを進めます。

[大気・化学物質など対策の推進]

- 事業者などによる環境規制の遵守と環境基準の達成や化学物質管理の取組を引き続き進めていくとともに、住民が、周辺環境の状況を的確に把握・評価できる社会づくりを進めます。

【放射性物質の情報提供】

- 安全・安心を確保する観点から、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、大気中や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民に適時情報提供を行います。

【3Rの推進】

- 出てからではなく、出る前にできる限り廃棄物の排出を抑制（リデュース）、再使用（リユース）し、廃棄物となったものについては、再生利用（リサイクル）するなど可能な限り適正な循環的利用を行い、最後にどうしても利用できないものについては、省エネ・熱利用型の処理を促進することを基本に、県民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取組を展開し、循環型社会への転換をさらに進めます。

第4章 環境施策の展開

この章では、第3章で定めた基本目標ごとに施策の具体的な展開を示します。

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます

I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

【I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます】

◆ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、実践・行動できる人材育成と地域づくり

- 環境問題を「自分ごと」として捉え、実践行動へとつなげる環境学習の推進が求められます。「滋賀県環境学習推進計画」に基づき、県民、NPO・地域団体、学校、企業、行政などの様々な主体の連携のもと、ライフステージに応じた環境学習の関連施策を体系的・総合的に進めます。
- 環境学習を担う人材の育成と活用については、環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に実践行動できる人育てを目指し、環境学習センターや琵琶湖博物館など、環境学習の拠点機能を生かした取組を進めます。
- 人、社会、自然、文化などの幅広い学習や活動ができる仕組みづくりや県民の体験活動の充実に向けた場づくりを進めるなど、様々な地域において体験の機会を提供するとともに、主体間の交流や連携の仕組みづくりを進めます。
- 「びわ湖の日」の事業展開などを通じて、滋賀県民をはじめ、京都や大阪など下流域の住民が、琵琶湖の自然やめぐみについて深く知り、積極的に関わることができるよう、琵琶湖への思いを皆で共有する取組を進めます。
- 環境教育を各教科等と関連づけて教育課程に位置づけ、児童生徒が滋賀県の豊かな自然や身近な環境に直接関わることを通して、人と環境の関わりについての理解、環境を大切にする心や実践的な態度など、持続可能な社会づくりに必要な能力・態度を育成します。また、環境教育に関わる教員の資質向上に努めます。
- 自然体験や生活体験といった直接体験が環境問題を解決する基礎の一つであることから、「びわ湖環境学習」（湖の子）、森づくり体験などの「森林環境学習」（やまのこ）、「農業体験学習」（たんぼのこ）など、体験的に学ぶ環境学習を引き続き推進します。

【I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます】

◆ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め、「湖国の文化」へ

- 省資源化・省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用など、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を、県民、事業者、行政の協働のもと進めます。
- 琵琶湖に遊び、湖畔で学び、琵琶湖のめぐみを味わうことで自然との共生を体感し、人々が琵琶湖とつながり、関わり合いを深めることができるライフスタイルの構築を進めます。
- 琵琶湖流域に関わる多様な主体が、「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）（第 2 期改定版）」の進行管理および評価・提言を行う場として位置づけられる「マザーレイクフォーラム」において、琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進します。
- グリーン購入を推進する団体との連携を通じて、環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入する行為の幅広い普及を図り、ライフスタイルやビジネススタイルの省資源・循環型への転換を進めます。
- 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が、私たちの暮らしを支える生物多様性の重要性を認識し、社会・経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込みます。
- 鉄道、バスなどの地域内交通網と徒歩や自転車を組み合わせた「エコ交通ネットワーク」の形成による公共交通の利用環境整備と、県民自らが進んで公共交通を利用する意識変革により、公共交通を主体とした「エコ交通」を推進します。
- 地域の特性に応じた、琵琶湖を中心としたひろがりにつながるのある景観形成を進め、県土の一体的な景観保全を推進するとともに、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化などに県民が身近に親しみ、潤いある生活につながるよう、その積極的な保存と活用を図ります。

◆ 滋賀県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

- 滋賀県経済界と県との協働による「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」での取組や、中小企業者等が行う低炭素化技術の開発への支援などを通じて、環境と経済の両立を目指す低炭素社会の実現に向け、経済界と連携して取組を進めます。

- 再生可能エネルギー・省エネルギー型社会を進めるため、技術や製品の開発を促進するとともに、販路拡大など市場化を推進するため、産学官金民が連携して取り組み、支援を行います。
- 水環境分野においては、県民の活動、行政の規制や事業および企業の努力により、琵琶湖を中心として水環境保全に取り組んできた経験やノウハウを「琵琶湖モデル」として発信しながら、水環境ビジネスを推進するとともに、国内外の水環境の課題解決に貢献します。
- 観光分野においては、環境をテーマとした滋賀県への観光を促進し、来訪者と県民等との交流を通じて、環境に配慮するライフスタイルやビジネススタイルに対する誇りを醸成します。
- 農業分野においては、環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、環境負荷を軽減する栽培技術の一層の普及拡大を目指します。また、滋賀県の地域ブランド力を向上していく取組として、環境こだわり農産物の流通拡大を進めます。さらに、県民の環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物の積極的な利用を進め、県民生活に定着させていくための取組を進めます。

II 琵琶湖環境の再生と継承

II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します

II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

【II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します】

- 琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、2050年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に策定した「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）（第2期改定版）」に掲げる「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」の2つの方向性のもとで推進します。

◆ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生

- 森林から人々が暮らす「集水域」「湖辺域」を経て琵琶湖に至るまでを一つの系として意識した上で、事象間・要素間の関係性に着目した総合型の研究や取組を実施し、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげます。また、地域の暮らしや環境保全活動・保全施策が水を媒介として重なり、つながっていることを見えるようにすることで、各主体間・施策間の連携を促進し、「森～川～里～湖」のつながりの再生を図ります。[つながり]
- 琵琶湖流域における喫緊の課題であるアユなどの「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関が連携し、水系や餌環境のつながりの視点から、その減少要因の解明と在来魚介類の復活に向けた検討を行います。[つながり]
- 「湖沼水質保全対策特別措置法」に基づく「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（第6期）」の着実な推進を図るとともに、琵琶湖の水質と生態系の関係を解明するための調査研究を進め、良好な栄養塩バランスを回復するなど、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげます。[湖内]
- 生態系に配慮した琵琶湖水位操作方法の実現を目指し、洪水期間においても琵琶湖周辺域および下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立について、国や関係機関と連携しながら検討・調整を進めます。[湖辺域]
- 南湖における水草の異常繁茂は、人々の生活、漁業の操業、船舶の航行や湖沼環境にまで、様々な問題を引き起こしており、刈り取りから有効利用まで水草の適切な管理を行います。

特に、オオバナミズキンバイなど外来水生植物の生息地の拡大により、在来魚の産卵場所のヨシ帯がふさがれるなど、水産業や生態系への影響がみられることから、その生態の解明や駆除方法の確立により根絶に向けた対策を早急に進めます。〔湖辺域〕

- 内湖は、古来、暮らしの中で利用されるとともに、琵琶湖固有の動植物の生息の場として、また、在来魚の繁殖・生育の場として重要な役割を果たしてきました。このため、豊かな生態系を回復し、暮らしを湖に近づけ、琵琶湖と人とのより良い関係を築き、地域資源を活用した内湖の再生を進めます。

内湖の中で、特に、質の高い生態系が存在し、多様な機能を果たしていた早崎内湖の再生を地元住民、NPOや関係機関の理解と協力を得ながら進めます。〔湖辺域〕

- ヨシ群落は、ニゴロブナやホンモロコなどをはじめとする湖魚や多くの野鳥の生息の場になっています。「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」や「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図ります。〔湖辺域〕

- かつてセタシジミの主要漁場であり、ニゴロブナやホンモロコの産卵に適した豊かな水域だった南湖を再び健全な生物生息空間、豊かな漁場として取り戻すため、南湖湖底の生物生息空間の回復を図ります。〔湖辺域〕

- コイ・フナ・ナマズなどが琵琶湖周辺の水田で産卵・生育できる環境の回復を目指し、地域住民などによって魚道などを整備する「魚のゆりかご水田」などの取組の支援を図ります。〔湖辺域〕

- 湖岸浸食の著しい砂浜の浸食防止対策を実施し、湖辺の砂浜やヨシ原、松林などの保全を進めます。また、人工湖岸を、現在の治水機能を確保しつつ、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へと再生を進めます。〔湖辺域〕

- 今後、流入負荷を削減していくにあたっては、市街地などの面源からの負荷削減対策を推進するとともに、琵琶湖への汚濁負荷を削減するため、流入河川対策や底質改善対策を進めます。〔集水域〕

- 農業濁水の流出防止に向けた啓発や技術の普及を推進するとともに、流域ごとに農業排水の循環・反復利用や適正な用水管理（節水）の取組を進めます。〔集水域〕

- 洪水や渇水を緩和し、水質を保全する機能を持つ森林や農地を保全するとともに、強雨時の土壌流出などにより、保水機能や水質浄化機能が低下することを防止するため、県土を保全する治山事業などの推進により、土壌層の安定化を図ります。〔集水域〕

◆ 「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」および「つながり」に配慮した
暮らしと湖の関わりの再生

- 琵琶湖の恩恵に浴する一人ひとりがその思いを共有する「びわ湖の日」。その3つの視点「びわ湖をきれいにする」、「豊かなびわ湖を取り戻す」、「びわ湖にもっと関わる」に基づく多様な取組を展開し、琵琶湖と人がさらに近づく関係を築きます。
[個人・家庭][生業（なりわい）][地域][つながり]
- 農業分野においては、環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、環境負荷を軽減する栽培技術の一層の普及拡大を目指します。また、滋賀県の地域ブランド力を向上していく取組として、環境こだわり農産物の流通拡大を進めます。さらに、県民の環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物の積極的な利用を進め、県民生活に定着させていくための取組を進めます。（再掲）[個人・家庭][生業（なりわい）]
- 琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、健全な森林整備につながることから、県産材の流通拠点である「木材流通センター」を活用するなど、県産材の利用の促進を図ります。[個人・家庭][生業（なりわい）]
- 人、社会、自然、文化などの幅広い学習や活動ができる仕組みづくりや県民の体験活動の充実に向けた場づくりを進めるなど、様々な地域において体験の機会を提供するとともに、主体間の交流や連携の仕組みづくりを進めます。（再掲）[地域]
- 琵琶湖流域に関わる多様な主体が、「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21計画）（第2期改定版）」の進行管理および評価・提言を行う場として位置づけられる「マザーレイクフォーラム」において、琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進します。（再掲）[つながり]
- 自然体験や生活体験といった直接体験が環境問題を解決する基礎の一つであることから、「びわ湖環境学習」（湖の子）、森づくり体験などの「森林環境学習」（やまのこ）、「農業体験学習」（たんぼのこ）など、体験的に学ぶ環境学習を引き続き推進します。（再掲）[つながり]

【Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます】

◆ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生

- 生物多様性を適切に保全し、そのめぐみを将来にわたって享受できる仕組みを構築するために、滋賀県の自然的社会的条件に応じた総合的かつ基本的な計画である「(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略」の策定を進めます。また、同戦略に基づき、多様な主体の参加による生物多様性の保全・再生の仕組みを構築し推進を図ります。
- 県民一人ひとりの生活や企業活動が、生物多様性に大きく依存していることから、企業とNPO・地域・市民等の協働による生物多様性に関する活動の表彰を通じて、ネットワークの拡大・強化を図り、生物多様性に配慮した社会経済活動を推進します。
- 里地里山のように、人々が利用することで守られてきた自然をこれからも維持していくため、自然のめぐみを利用する「暮らしの知恵」を発掘し、若い世代に伝えます。
- 深刻化している農林水産業への鳥獣被害については、「滋賀県特定鳥獣保護管理計画」などに基づき、被害防除対策、生息環境の整備、個体数管理を総合的に進めます。特に、ニホンジカの食害による植生衰退が、生息頭数の増加や分布域の拡大に伴い、県内各所で見られるようになっており、生態系への影響や水源かん養機能、土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下が懸念されています。このため、植生の保護や個体数調整などの施策を推進します。
また、府県を越えて広域的に分布・移動して、被害を及ぼしているカワウなどの鳥獣については、関西広域連合などとの連携を進め、広域的な視点に立った取組を推進します。
- 森林以外の、田圃、都市内緑地、河川、水辺などの空間において、地域性に応じた多様な生物が生息・生育することができるよう、また、豊かな生活環境を創造するため、身近なみどりづくりやその普及啓発を進めます。

◆ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

- 森林は、県土の2分の1を占め、水源かん養や県土の保全をはじめ、二酸化炭素(CO₂)の吸収などの多面的機能を有し、県民の暮らしに不可欠なものです。琵琶湖の水源として重要な森林の多面的機能を持続的に発揮できるよう、地域特性に応じた森林管理を進めます。
- 滋賀県の地域資源である木材の利用において、樹皮や端材などを無駄なく利用する視点から、木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図ります。

- 琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、健全な森林整備につながることから、県産材の流通拠点である「木材流通センター」を活用するなど、県産材の利用の促進を図ります。（再掲）
- 近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖を保全するためには、水源である森林を健全に未来へ引き継ぐことが必要であることから、琵琶湖から恩恵を受けている住民総ぐるみの意識で水源林を保全する仕組みづくりを進めます。
- 多様な樹種や林齢の混在する階層構造がよく発達した針広混交林など、林内に適当な日照が確保され、下層木や下草が生育し、様々な野生生物の生育環境が確保される森林づくりを進めます。

Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます

Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます

Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

【Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます】

◆ 地球温暖化により生じている世界的な問題を「自分ごと」として捉え、県民、事業者、行政などが連携した取組による低炭素社会づくり

- 県民、事業者、行政などの連携と協働のもとに、生活、交通・運輸、まちと建物、産業活動、再生可能エネルギー、森林保全の各分野における取組を総合的に推進します。その中でも特に、東日本大震災に端を発する電力需給問題などの影響や教訓を踏まえ、より一層の省エネ行動の拡大や再生可能エネルギーの導入を進めます。また、これらを支える省エネ・創エネ製品などの利用の広がりを進める取組を重点的に進めます。
- 地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進するため、「家庭・事業所における導入加速化」、「農山村の地域資源を活用したエネルギー創出」、「災害に強く、スマート化した地域づくり」、「地域エネルギー創出支援」、「関連産業振興」、「県庁率先」の6つの戦略プロジェクトを重点的に進めます。
- 低炭素社会づくりに長期的な影響を及ぼす「まちづくり」や「住まい・建物」に関する取組を進めるため、省エネ建物の普及啓発などにより、家庭・業務部門における省エネのより一層の推進を図ります。
- 「滋賀県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」により電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）が県内のどこへでも安心して走行できる充電環境を整備するなど、電気自動車等の普及促進を図ります。
- 滋賀県の地域資源である木材の利用において、樹皮や端材などを無駄なく利用する視点から、木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図ります。
(再掲)
- 「緑のカーテン」、「クールシェア」といった暮らしの知恵を生かした取組を広げるなど、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや滋賀県地球温暖化防止活動推進員と連携し、ライフスタイルの転換につながるよう低炭素社会づくりの取組を進めます。

- 滋賀県経済界と県との協働による「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」での取組や、中小企業者等が行う低炭素化技術の開発への支援などを通じて、環境と経済の両立を目指す低炭素社会の実現に向け、経済界と連携して取組を進めます。（再掲）
- 関西広域連合との連携のもと、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業や関西スタイルのエコポイント事業、電気自動車等の普及促進に向けた広域的な取組を行うとともに、関西広域連合における再生可能エネルギー導入の将来的な目標設定に向けた検討をリードし、実現に向けた取組を進めます。

【Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます】

◆ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民、事業者、行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現

- 工場や事業場からの環境汚染物質の排出に対し、引き続き監視・指導などを実施し、その排出抑制を進め、生活環境の保全を図ります。また、工場等における自主管理体制の構築や環境事故防止の取組について助言を行います。
- 環境リスクを的確に把握し、環境リスクコミュニケーションが進むよう、化学物質の有害性や一般大気環境の測定結果に関する情報や PRTR 法に基づく排出量の情報などを共有できるよう、分かりやすく発信します。
- 大気環境の微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントについて、県民の安全・安心が確保されるよう、定期的な監視を実施し、県民に公表します。
- 安全・安心を確保する観点から、大気中や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民等に適時情報提供します。

【Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます】

◆ 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する資源循環の取組の定着

- 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する3Rの取組強化をさらに進めます。特に、県民による廃棄物の排出抑制や再使用の取組を一層促進するため、市町や関係機関と連携して、廃棄物の減量に関する情報を、温暖化対策とも関連づけてわかりやすく発信する「見える化」を進め、循環型社会形成に向けたライフスタイルの転換を推進します。

- 廃棄物の発生抑制や再使用に重点をおく3Rの取組をさらに推進し、循環型社会の形成を一層進めるため、「(仮称)第四次滋賀県廃棄物処理計画」の策定を進めます。
- 事業者、県民団体および行政とで構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」において、レジ袋削減、マイバッグ持参率の向上など3Rの推進に向けた取組をさらに進めます。
- 各市町などが単独で災害廃棄物の処理が困難となった場合を想定した「災害廃棄物広域処理調整マニュアル」により、被災市町と被災していない市町等との間で災害廃棄物の広域処理が行われるよう必要な調整を図ります。
- 廃棄物処理施設の設置にあたっての事前協議や立入検査を的確に実施し、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令などの的確な対応を行います。
- 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の周知を引き続き図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援します。

第5章 環境課題に対応する横断的仕組みづくり

これまで、滋賀県の環境行政は、個別の課題に応じた施策や事業を立案・実施することにより対応してきました。本章では、今後、さらに複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に柔軟に対応し、第4章の施策の展開を効果的に進めていく上で必要な2つの仕組みづくりについて記述しています。

1 直面する環境問題の特徴

(1) 環境問題は時間・空間を超える

- 環境問題には、最初の原因が発生した後、数十年後や次世代以降に影響が顕在化する課題などが多く存在します。例えば、現在、大きな問題となっている地球温暖化問題は、その原因をさかのぼれば、1800年頃の産業革命に始まった科学技術の急速な発展が、大きな影響を与えていると言われています。この頃から工場や交通手段として蒸気機関が使われ石炭の採掘量が大幅に増加しました。1900年頃にはガソリン自動車の実用化が進み石油の消費量が伸び、このような石炭や石油など化石燃料の消費が地球温暖化の大きな原因となっています。そして、地球温暖化の問題が国際的に認知され始めたのが、1985年にオーストリアのフィラハで開催された国際会議（フィラハ会議：国連環境計画（UNEP））であり、以降、二酸化炭素（CO₂）による地球温暖化の問題が大きくなりあげられるようになりました。
- また、環境問題は、その原因が発生した場所とその影響が発生する場所との間に空間的な広がりが見られるものも多くあります。近年では、海外由来と思われる大気汚染が発生したり、海外からの化石燃料や木材パルプなどの大量輸入が、地球温暖化や輸出国の森林破壊などの一因となっています。

(2) 環境問題は複雑化・多様化

- 現在、直面している環境問題の多くは、地球温暖化や生物多様性の損失をはじめ、水質汚濁や大気汚染、廃棄物の処理など、その分野は多岐にわたるとともに相互に影響を及ぼしながら複雑に結びついています。
- 例えば、琵琶湖上流の森林は、木材供給や、野生生物の生息地などの役割と同時に、琵琶湖の水源として重要な役割を果たしており、森林が荒廃すると水源かん養機能が低下し、下流の生態系や漁業に悪影響を与えられられています。
- また、琵琶湖の流入汚濁負荷（栄養塩）は、各種対策の推進により、一定削減され、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、その一方で、プランクトン相の変化や在来魚介類の減少など、琵琶湖生態系の変化が顕在化してきています。

(3) 総合的な対応の必要性

- このように、現在直面する環境問題は、時間軸や空間軸を意識し、リスク対策を講

じることが求められます。さらに問題の多くは、その要因が互いに関係しあうことにより、複雑化し分野横断で影響を及ぼしあっているため、それぞれの課題解決に向けては、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らないことが多く見られます。

2 複雑化・多様化する環境問題の課題解決に向けて

今後さらに、複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に対処していくためには、特に、次の2点が必要であると考えられます。

【人育ち・人育ての仕組み】

- 環境課題を様々な観点から総合的に捉え、つながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組みを構築し、さらにその先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進む必要があります。

【環境課題解決の仕組み】

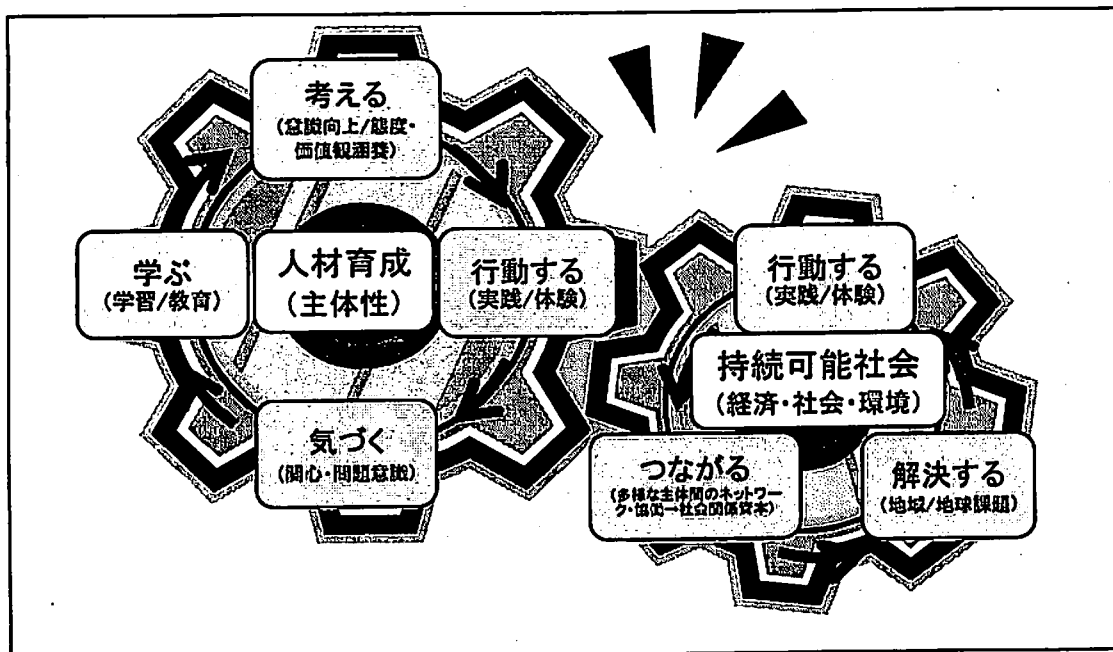
- これまでの、個別の環境問題に対して実施してきた分野別の対応に加えて、総合的な観点から問題を捉え、研究機関の英知を集めた分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を提言する仕組みづくりが必要です。

3 人育ち・人育ての仕組みづくり

(1) 「遠く」を「近く」にする主体性育ての環境学習の必要性

- 計画の将来像である『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』を実現していく上で、もっとも大切なことは、滋賀県に暮らす人々が良好な環境を享受し、住んで良かった、暮らして良かったと実感できる環境を創りあげていくことです。
- これまでの環境学習は、自然体験や農業体験、地球温暖化や資源循環など個別分野における課題学習を中心としたものでした。しかし、先に述べたように、直面する環境課題の多くは、複雑化・多様化してきています。このため、時間的・空間的に「遠く」にある環境問題を「近い」（身近な）問題として捉え直し、気づく、学ぶ、考える、行動するといった主体性をもって環境保全活動を実践していく人材を育て、その先の持続可能な社会づくりを進めていく必要があります。
- 今後、環境学習を進めるにあたっては、自然体験や生活体験といった直接体験を基礎にしながらも、地域の身近なところで起こっている課題を見つけ、それをどうやって解決するかを自ら考える「課題解決型の学習」が必要となります。県では、次の5つの展開に重点を置き、環境保全活動を主体的に担う人材を育成し、その先の社会づくりへと進めます。

【環境学習ギアモデル～持続可能な社会づくりへ】



(2) 取組の展開

展開1 一人ひとりの暮らしを見直す

環境にやさしい消費学習や生活行動など、一人ひとりが暮らしの中から始める持続可能な社会づくり行動について普及啓発します。

展開2 実践行動を支える、広げる、高めあう

地域から人材を発掘し、一人ひとりの学びや実践行動を支え、導き、ファシリテートする人材（リーダー）育成を進めます。

展開3 世代を超えて地域から学びあう、課題を解決する

自然環境やごみ問題のみならず、エネルギー、消費、歴史、文化など、持続可能な社会づくりに関連するあらゆる分野を対象とした、地域ならではの環境学習プログラムを展開するとともに、異なる世代をつなぎ、持続可能な地域づくりを進めます。

展開4 学びをつなぎ、学校と地域をつなぐ

学年や教科等を通じた体系的な学びを、日々の暮らしの中での実践や地域の課題解決へとつなぐなど、学びの場につながりを持たせるとともに、ライフステージに応じた環境学習を充実させます。

展開5 滋賀をまるごとつなぐ

環境学習に関わるあらゆる主体の協働、連携を核とした交流機会づくり、企画サポート、コーディネート、ネットワークづくりを進めます。

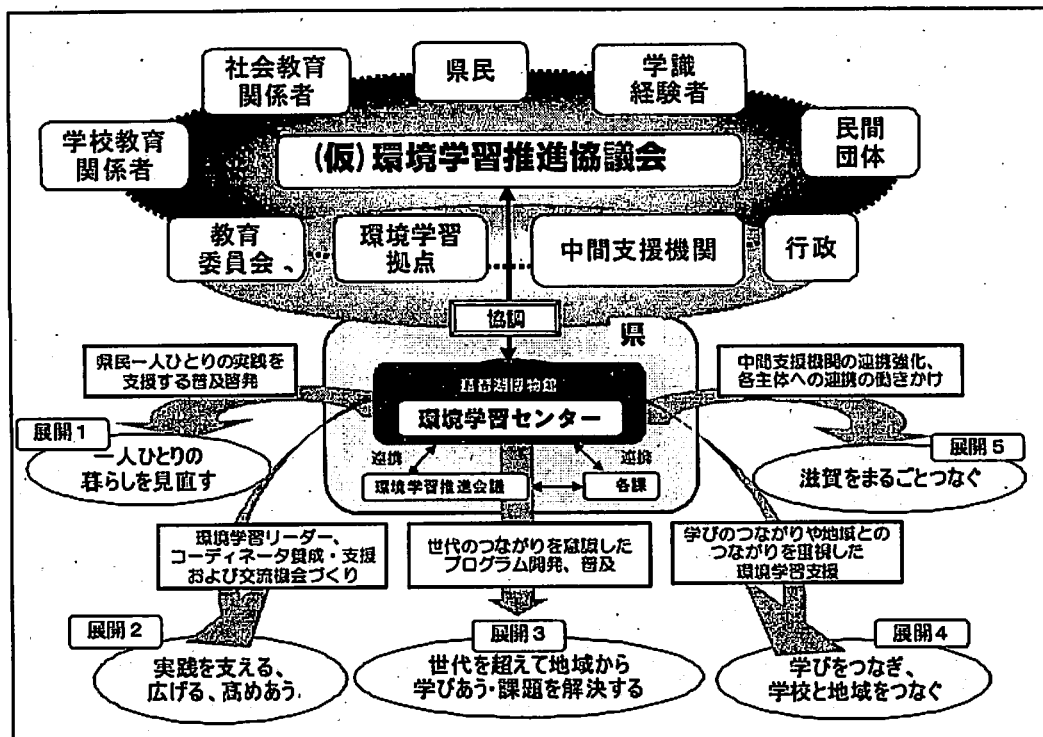
(3) 展開を支える仕組み

- 滋賀県環境学習の推進に関する条例第8条の規定により「環境学習を推進するための拠点」として琵琶湖博物館内に「環境学習センター」を設置しています。この環境

学習センターを中心に、多様な主体と協働連携しながら、(2)に掲げる展開1から展開5を進めます。

- また、同条例第6条の規定により策定している「環境学習の推進に関する計画」を、県民を挙げて取り組んでいけるよう、計画作成への参画、実施に係る連絡調整、進行管理、そして環境学習センターの企画運営への協力を行うための組織として、環境学習に関わる多様な主体で構成する「(仮称)環境学習推進協議会」を設置します。

【仕組みイメージ図】



(4) 主体性育ての環境学習の評価

- 環境学習で大切なことは、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育て、さらに、その先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進めることにあります。
- このため、その評価は、従来から行われてきた「人材育成事業によりリーダーが何名増えたか」などの事業進捗状況を示す指標（アウトプット指標）に加え、「電気、ガス、水道の消費量が減った」など、どれだけの人々が持続可能な社会づくりに向けて実践するようになったかという成果を示す指標（アウトカム指標）による評価を検討します。
また、それら成果を環境総合計画の進行管理から導き出される、琵琶湖環境や大気環境などの総合評価と照らし合わせ、持続可能な滋賀社会づくりへと進んでいるかを同時に考えます。

4 環境課題解決の仕組みづくり

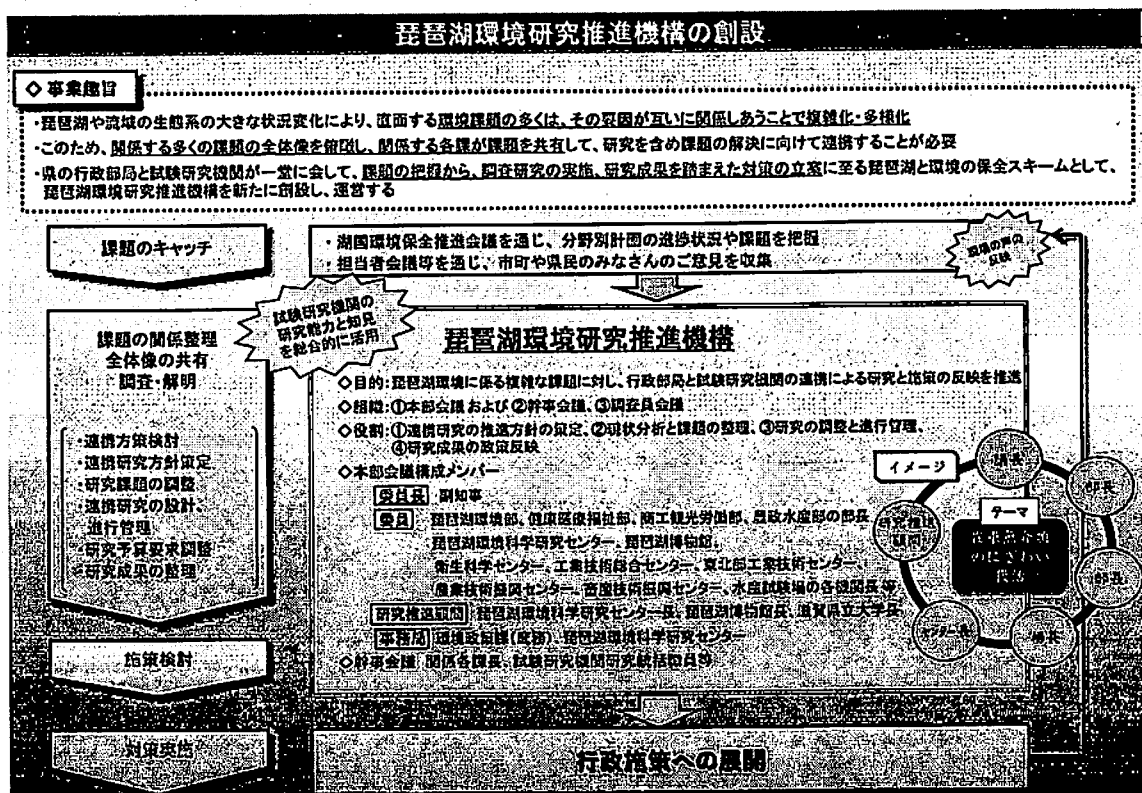
(1) 課題でつながる連携の必要性

- 環境問題が複雑化・多様化する中で、これらの課題に対処するためには、「森～川～里～湖」などの大きなつながりの視点で対応するとともに、こうした課題を共有し、解決への道筋を決定していく必要が出てきました。
- 連携においては、個別の事象、要因、場に着目するだけではなく、課題の関係性を整理すること、また、課題が顕在化した分野関係者のみの対応ではなく、課題でつながる関係者が連携して知見を集約・総合化していくことが必要です。

(2) 環境課題解決のための総合的な機構の創設

- 滋賀県は、環境、保健衛生、工業技術、農業、畜産、水産に関する、多様で高度な県立試験研究機関を有しています。そこで、現在、県行政組織のみで構成している「湖国環境保全推進会議」の役割等を見直し、機能強化を図ります。また、琵琶湖および滋賀県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と県立試験研究機関が一堂に会して運営する「琵琶湖環境研究推進機構」を創設し、各試験研究機関の役割・機能を踏まえつつ、それぞれの知見を生かした環境保全に関する施策を総合的に推進しています。

【連携イメージ図】



第6章 計画の円滑な推進

本計画に掲げた目標や施策の展開にあたっては、関係諸計画の改定時に反映し、毎年度の事業実施に生かすとともに、県民のニーズを常に把握し、広く意見を聴きながら、点検と評価を行い、改善を図ることが必要です。

併せて、点検と評価結果については、毎年度、滋賀県環境審議会に報告するとともに、「滋賀の環境」（環境白書）や県ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行います。

1 計画推進に向けた視点

『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』を実現するためには、第4章に掲げる施策を推進していくとともに、県民やNPO、事業者など様々な主体が、日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

ここでは、その際に配慮すべき4つの視点を以下に記述することとします。

【4つの視点 はしめる×つなげる×おもいやる×ひろめる】

視点1 はしめる

「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

視点2 つなげる

多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

視点3 おもいやる

琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

視点4 ひろめる

地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

◆はしめる

視点1 「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

環境問題のほとんどは、私たちの日々の活動が大きく関係しており、未来の世代にまで負担を強いるものが多くあります。環境に配慮した行動の一つひとつの積み重ねが、良好な環境を次の世代に引き継ぐことができるかの鍵となります。課題解決に向けては、「いつか」「だれか」が解決してくれるだろうという受動的な姿勢ではなく、「いま」「私」が能動的に行動を始めることが大切です。

◆つなげる

視点2 多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

先にも述べたように、東日本大震災は、家族間や地域でのつながりのほか、社会全体での助けあいなど、人々の社会との結びつきやつながりの意識を高めたと言われていいます。

こうした人と人とのつながりから生まれる信頼感や仲間意識は行動の大きな原動力となります。

人々の環境との「つながり」は様々ありますが、「場」（自然、生活、教育、地域、社会）のつながり、「人と人」のつながり、「課題」のつながり、「主体」のつながりを意識し、「世代」のつながりを深めることが重要です。

そして、これらがもつ特性が途切れないよう相互につながりをもたせ、幼児期から高齢期まで生涯を通じて、ライフステージに応じた学びや実践などを進め、効果の高い施策の推進を図る必要があります。

◆おもいやる

視点3 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題は、空間的な広がりを持ち、その解決に向けては広域的な対応が重要となります。特に、琵琶湖の総合的な保全に向けては、琵琶湖集水域だけでなく、下流淀川流域の関係自治体などとの関わりを強めていく必要があります。

琵琶湖の水は、滋賀県民のみならず、下流淀川流域に暮らす人々にとっても「命の水」です。この水を守っていくためには、琵琶湖・淀川流域の恩恵を受ける関係者が流域全体を自らのものとして捉え、つながり、一体感をもった取組を進めていくことが欠かせません。琵琶湖の周りに暮らす私たちが水を使う際、下流淀川流域の人々の暮らしに思いを馳せると同時に、下流淀川流域に暮らす人々も、水を使う際、蛇口の向こう側の琵琶湖を感じ取ること（飲水思源）が大切です。このような上下流や近接の地域同士がおもいやりと感謝の気持ちをもって助けあう関係は、広域的な環境問題の対応においては重要となります。

したがって、関西広域連合や中部、北陸各県等との連携は、広域的な環境課題等を解決する上で必要不可欠であり、これまで以上に積極的に連携協力を進めていく必要があります。

◆ひろめる

視点4 地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

地球温暖化などの地球環境問題の多くは、私たち一人ひとりのライフスタイルや工業・商業活動が環境へ過剰な負荷をかけてきたことに起因するものです。

私たちは、身近な環境問題と地球環境問題が密接不可分であることを十分認識し、地球環境の保全のために何ができるかを地域から考え、自分たちにできることを着実に実践しなければなりません。

環境問題は、国内外の各地で生じており、世界的な課題がたくさんあります。滋賀県には、これまでから、琵琶湖条例の制定や琵琶湖環境科学研究センター、公益財団法人国際湖沼環境委員会などの存在により、水環境保全分野における経験や知識・技術の蓄積が豊富にあります。

これらの知見を、様々な機関との連携のもと、あらゆる機会を通じて、国内外に発信していくことは、滋賀県・琵琶湖を知ってもらい良いきっかけとなるとともに、環境問題を県民・事業者とともに克服してきた環境先進県としての責務でもあったと考えられます。

2 関係諸計画への確実な位置づけ

本計画に掲げた基本目標の実現に向けて、関係部局は連携を図るなど、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。このため、環境関係の分野別計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する計画においても、本計画の目標や施策の方向を反映させるものとします。

3 各主体の役割

この計画の将来像の実現に向けては、県民、NPOなどの各種団体、事業者、地域、行政などの多様な主体が、日常生活や社会経済活動が環境に及ぼす様々な影響などを理解し、その上で、適切な役割分担のもと、各主体が他人ごとではなく、「自分ごと」として環境課題を捉え環境保全に向けた実践行動を進めていく必要があります。

◆ 県民の役割

県民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについて理解し、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか検証し、できることから改善していくことが重要です。また、県民は地域の環境を担う主体として民間団体、事業者、地域、行政といった各主体との連携・協力のもと、「びわ湖の日」などの環境保全活動へ積極的に参加することで、地域環境の保全が一層図られることが期待されます。

◆ 各種団体の役割

NPOなどの民間団体は、行政や県民一人ひとりでは対応できないような、地域における環境保全活動や環境学習などの自主的な取組に加えて、県民と事業者、あるいは事業者と行政など、各主体のつなぎ役としての役割も期待されます。

◆ 事業者の役割

事業活動は、使用するエネルギー量などから見ても、環境に大きな影響を与えることが考えられます。このため、法令の遵守のほか、省エネ設備の導入など、環境への負荷の軽減に向けた積極的取組が期待されます。また、環境配慮型製品の開発や製造、提供など使用段階での環境負荷軽減に向けた取組も期待されます。

さらに、地域社会の構成員であることを認識し、環境保全活動へ協力することが求められます。

◆ 地域の役割

それぞれの地域が未来に向けて持続的に発展するためには、世代を超えて地域への誇りや愛着を伝承するとともに、地域を構成するそれぞれの主体が、地域の環境課題に気づき、課題を共有し、地域特性に応じて解決に向けて行動することが求められます。

◆ 県の役割

環境に関わる各種情報の収集整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用など、県民、各種団体、事業者、地域、市町の各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう、各主体との連携・協力のもと、仕組みづくりと様々な事業を進めます。また、県民や事業者が、

環境にできるだけ負荷をかけない行動を自ら考え、選択するための指針（環境への配慮のための指針）を策定し、日常生活や事業活動の様々な場面において環境保全の行動を起こそうとするとき、どんなことをすればよいか具体的な取組などを示します。さらに、事業者としての立場から、率先して環境に配慮した事業活動を行います。

(参考)

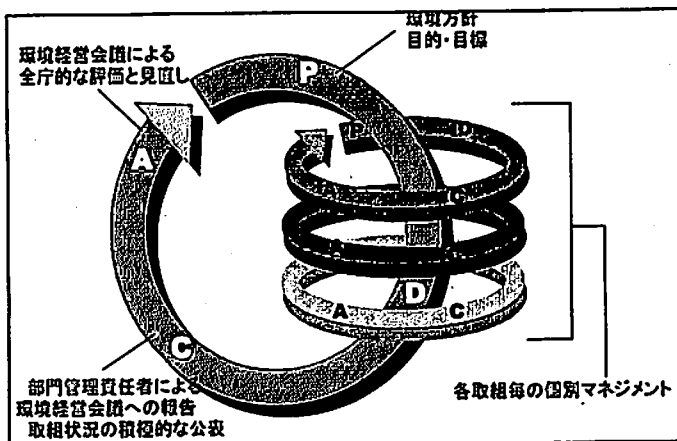
■ 滋賀県庁環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、組織に関する環境影響を改善していくための内部管理システムです。

滋賀県では ISO14001 に基づくシステムで構築したノウハウを活用しつつ、事務事業の流れに合わせた仕組みとすることで、事務の効率化を図っています。

その特徴として、環境方針に基づく各取組（個別計画・指針など）の所管部局に部門管理責任者を設置し、その取組に応じた推進体制と PDCA サイクルに基づく進行管理を以下の部門に分けて推進しています。

- 総合的な環境保全施策の推進
- 事業活動における積極的な環境配慮の実施
- 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進
 - ・ グリーン購入の推進
 - ・ 省エネ、省資源などの推進
- 環境法令などの確実な遵守および環境汚染の未然防止



4 計画の進行管理について

(1) 基本的な考え方

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画（PLAN）-実施（DO）-評価（CHECK）-反映・見直し（ACTION）」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ります。

(2) 環境関連の分野別計画による進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策を確実に実施し、計画期間内の様々な状況の変化に柔軟に対応するため、本計画の進行管理を以下のとおり実施します。

① 分野別計画による数値目標の設定

本計画は、滋賀県の環境に係る各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられるものです。琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策・目標は、これら分野別計画において推進することとしています。

このため、これらの分野別計画においては、各施策の達成状況を的確に示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価できるようにしています。

本計画の進行管理は、これら分野別計画における進捗状況の評価を活用し、各基本目標に掲げる施策を総合的に点検・評価する「総合評価方式」にて行います。

② 計画の点検および評価結果の公表

進行管理においては、分野別計画などによる取組の結果、本計画に掲げる基本目標に向かって進んでいるかどうか、目標に至るまでにどのような課題があり、対策が必要なのかを点検・評価することが大切です。

この点検・評価の過程の中で、関係者が課題の共有を行い、施策・事業の適切な見直しを図り、次のステップに進めます。また、見直しにあたっては、実施している施策・事業が真に必要な事業か、さらなる改善点がないかなどを常に意識してチェックする必要があります。

計画の点検および評価結果は、毎年度、滋賀県環境審議会に報告し、意見および助言を受けます。また、「滋賀の環境」（環境白書）としてとりまとめ、県民などから広く意見を得ることとします。

(3) 県政世論調査による環境施策の満足度調査結果を施策に反映

毎年度、県において実施している、満足度調査の結果などを活用して、県民の環境施策に対する意向や満足度を次年度以降の環境施策立案に反映することとします。

資料

◆ 滋賀県環境審議会における審議経過

年月日	会議など	審議などの内容
平成 25 年 3 月 21 日	環境審議会	○滋賀県環境基本条例に基づく第三次滋賀県環境総合計画の改定について（諮問）
平成 25 年 3 月 21 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について ・現行計画の進捗状況 ・現状および論点
平成 25 年 8 月 2 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について ・将来像、基本目標、行動視点
平成 25 年 9 月 13 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について（答申素案）
平成 25 年 9 月 27 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について（答申案）
平成 25 年 10 月 7 日	環境審議会	○滋賀県環境基本条例に基づく第三次滋賀県環境総合計画の改定について（答申）

◆ 滋賀県環境審議会 環境企画部会委員名簿 (平成 25 年 10 月 23 日答申現在)

氏名	主な職
上田 薫	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会監事
鶴飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会副会長
占部 武生	龍谷大学理工学部教授
笠原 三紀夫	京都大学名誉教授
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表
薩摩 かなえ	(公募委員)
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授
高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授
西野 麻知子	びわ湖成蹊スポーツ大学教授
福井 正明	滋賀県市長会 (高島市長)
藤井 滋穂	京都大学大学院地球環境学堂教授
藤澤 直広	滋賀県町村会副会長 (日野町長)
本多 友美子	(公募委員)
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
水谷 知生	近畿地方環境事務所長
◎ 森澤 眞輔	京都大学 iPS 細胞研究所副所長・特定拠点教授
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
吉積 巳貴	京都大学学際融合教育研究推進センター森里海連環学ユニット特定准教授

(計 18 名) ◎: 部会長